

厚生労働省 行政事業レビュー

(公開プロセス)

令和元年6月6日(木)

会場：中央合同庁舎第5号館(共用第8会議室)



厚生労働省 行政事業レビュー(公開プロセス)

令和元年6月6日(木)

(13:00~18:00)

会場:中央合同庁舎第5号館(11階共用第8会議室)

1. 議事(対象事業)

開催日	時間	対象事業
6月6日 (木)	13:00~13:05	開会
	13:05~14:15	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)
	14:15~15:25	保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業)
	15:35~16:45	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業
	16:45~17:55	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化
	17:55~18:00	閉会

2. 外部有識者

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授

栗原 美津枝 (株)日本政策投資銀行常勤監査役

中空 麻奈 BNP パリバ証券市場調査本部長

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

山田 肇 特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム理事長

横田 響子 (株)コラボラボ代表取締役

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0505

平成31年度行政事業レビューシート (厚生労働省)							
事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)			担当部局庁	雇用環境・均等局	作成責任者	
事業開始年度	平成19年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	在宅労働課	在宅労働課長 吉村 紀一郎	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定、労働保険特別会計雇用勘定						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、雇用保険法第62条第1項第6号			関係する計画、通知等	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定により改定)及び「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等		
主要政策・施策	男女共同参画、IT戦略、地方創生			主要経費	社会保障		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	子育てや介護等と仕事の両立を促す働き方としてテレワークを普及することにより、仕事と生活の調和を推進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。 ①テレワークに関する企業等からの相談に対応するための相談センターの設置・運営及び訪問コンサルティングの実施 ②中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成 ③サテライトオフィスの活用に関する実証を行うモデル事業及び事業の課題整理のための調査分析 ④企業向けにテレワーク時の労務管理等のポイントなどを紹介するセミナーやテレワークによってワーク・ライフ・バランスを実現する先進企業等の表彰の実施 ⑤テレワーク宣言をした企業のテレワークの取組を紹介し、未導入事業場の導入を促す						
実施方法	直接実施、委託・請負、補助						
予算額・執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	275	529	491	533	
		補正予算	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	
	計		275	529	491	533	0
	執行額		133	256	267		
	執行率 (%)		48%	48%	54%		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		48%	48%	54%			
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由		
	労働時間等設定改善 援助事業委託費		211				
	仕事と家庭両立支援事業 等委託費		202				
	労働時間等設定改善 推進助成金		113				
	庁費		5				
	諸謝金		0.4				
	その他		1.6	0			
	計		533	0			

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
		テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答割合を80%とする。	相談者に対するアンケート調査において、「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答を得る割合 (計算式) 「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答者数/アンケート回答相談者数	成果実績	%	91.8	95.8	94.1	-
			目標値	%	70	70	80	-	80
			達成度	%	131	136.9	117.6	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	相談者アンケート								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主の割合を60%とする。(30年度までの目標)	助成金の支給対象となった中小企業事業主のうち、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主の割合 (計算式) 対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主数/助成金の支給対象事業主数	成果実績	%	92.8	81	88.9	-	-
			目標値	%	50	50	60	-	-
			達成度	%	185.6	162	148.2	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	受給者アンケート								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、 ①評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる ②評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする ③年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる 又は 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる の成果目標3項目すべてを達成した事業主の割合を65%以上とする (31年度からの目標)	助成金の支給対象となった中小企業事業主のうち、成果目標3項目をすべて達成した事業主の割合 (計算式) 成果目標3項目をすべて達成した事業主数/助成金の支給対象事業主数	成果実績	%	-	59.5	72.8	-	-
			目標値	%	-	-	-	-	65
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	支給申請状況								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	サテライトオフィスを利用し、継続利用を希望する企業の80%以上から、更なる改善点の抽出を行う。	サテライトオフィスを利用する企業(継続利用を希望するもの)に対するアンケート調査において、サテライトオフィス利用に関する何らかの改善事項があるとの回答割合 (計算式) サテライトオフィス利用に関する何らかの改善事項があるとする回答数/サテライトオフィスを利用する企業(継続利用を希望するもの)のアンケート回答数		成果実績	%	-	93.1	104.1
		目標値	%	-	80	80	-	80
		達成度	%	-	116.4	130.1	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	利用者アンケート							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、受講者にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』(平成30年2月『雇用型テレワークガイドライン』に刷新)及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答割合を80%とする。	受講者に対するアンケート調査において、『在宅勤務ガイドライン』(平成30年2月『雇用型テレワークガイドライン』に刷新)及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答を得る割合 (計算式) 『在宅勤務ガイドライン』(平成30年2月『雇用型テレワークガイドライン』に刷新)及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答者数/アンケート回答受講者数		成果実績	%	89	88.2	95.9
		目標値	%	80	80	80	-	80
		達成度	%	111.3	110.3	119.9	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	受講者アンケート							
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	テレワーク相談センターに対する相談件数(24年度以降は「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)		活動実績	件	1,962	4,154	4,915	-
		当初見込み	件	1,400	2,000	3,000		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数		活動実績	件	84	79	81	-
		当初見込み	件	172	80	80		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	テレワークセミナーにおける集客数		活動実績	人	707	896	706	-
		当初見込み	人	700	700	700		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	X:テレワーク相談センター委託費/ Y:テレワーク相談センターに対する相談件数(ホームページからの資料のダウンロード件数含む)		単位当たり コスト	円/件数	11,004	4,895	4,382	8,097
		計算式	X/Y	21,589,200 / 1,962	20,332,699 / 4,154	21,536,003 / 4,915	24,289,200 / 3,000	
単位当たり コスト	算出根拠	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	X:時間外労働等改善助成金(テレワークコース)(平成29年度以前の名称は職場意識改善助成金)の支給実績/ Y:時間外労働等改善助成金(テレワークコース)(平成29年度以前の名称は職場意識改善助成金)の支給決定件数		単位当たり コスト	円/件数	571,476	629,734	555,802	1,417,500
		計算式	X/Y	48,004,000 / 84	49,749,000 / 79	45,020,000 / 81	113,400,000 / 80	
単位当たり コスト	算出根拠	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	X:サテライトオフィスモデル事業委託費/ Y:サテライトオフィス設置箇所数		単位当たり コスト	円/箇所	-	21,927,608	17,895,719	31,985,333
		計算式	X/Y	-	87,710,431 / 4	143,165,748 / 8	287,868,000 / 9	

単位当たりコスト		算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
		X:テレワークセミナー委託費/ Y:テレワークセミナー集客数	単位当たりコスト					円/人	27,447	22,284
			計算式	X/Y	19,405,348 / 707	19,966,199 / 896	20,474,036 / 706	38,210,400 / 700		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	IV-3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること								
	施策	IV-3-1 長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること								
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度	
		テレワーク導入企業の割合	実績値	%	13.3	13.9	19.1	-	-	
			目標値	%	-	-	-	-	34.5	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	テレワークは、ICTを活用し、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方である。テレワークの導入についての相談対応や、好事例の紹介、導入経費の助成等の導入支援を行うことにより、テレワークの導入企業を増やすことで、そこで働く方が仕事と育児や介護等を両立させることが可能となるなど、多様で柔軟な働き方の実現に寄与するもの。									
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-						
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値				-	-	-	-	-	-	
達成度				%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	テレワークはワーク・ライフ・バランスの実現や育児等と仕事の両立に資する働き方であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	全国均一で、労働関係法令を遵守するなど、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させる必要があるため国が実施する必要がある。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	閣議決定等でテレワークを普及することとしており、政策的優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札(総合評価落札方式等)により調達している。1者応札であった事業については、応札期間の十分な確保や入札説明会での分かりやすい説明に努めるなど、改善のための取組を行っている。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進は長時間労働による健康障害の防止等につながるため、受益者との負担関係は平等である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	一般競争入札(総合評価落札方式等)により調達するなど、コスト削減を図っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	調達手続きの中で、事業内容を精査し、真に必要な経費を支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	一般競争入札等により価格を勘案して業者を選定しているため、入札差額による不用額が生じたこと、また助成金の執行額が見込みより少なかったことから不用が生じたものである。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は目標を達成している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	テレワークの導入に向けた個別の相談支援、テレワーク導入の機運の醸成の双方を実施しており、適切な手段・方法である。また、民間団体のノウハウを活用し、委託事業として実施するなど効果的に実施できている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	セミナーにおいて各種資料を配布しているほか、ホームページでも公開している。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○ テレワーク推進に資する高度情報通信基盤の整備及び利活用促進を目的とするふるさとテレワーク推進事業(所管:総務省情報流通行政局)及び地域活性化と都市部への人口・機能の集中による弊害の解消等を目的とする地域活性化推進経費(所管:国土交通省都市局)と異なり、本事業(所管:厚生労働省雇用環境・均等局)は、適正な労働条件下における良質なテレワークの促進を目的とするものであり、適切な役割分担を行っている。 また、国家戦略特区のテレワークに関する援助(所管:厚生労働省雇用環境・均等局)は、本事業と異なり、国家戦略特区制度を活用し、国が地方自治体と連携して、事業主に加え、広く労働者を対象に、テレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等のワンストップサービスを実施するものである。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	総務省			ふるさとテレワーク推進事業
	国土交通省			地域活性化推進経費
	厚生労働省	0496		国家戦略特区のテレワークに関する援助
点検・改善結果	点検結果	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給額については不用が生じたものの、成果目標及び活動実績見込みについては、いずれも目標・見込みに見合った実績となっており、適切な事業運営が行われたものと考えられる。時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の効果的な執行を図るため、必要な見直しを行うとともに、平成31年度も引き続き適切な事業の運営を図る。		
	改善の方向性	不用が生じた時間外労働等改善助成金(テレワークコース)については、申請・支給手続きの柔軟化を検討するとともに、事例集やQ&A集の作成や周知広報の見直しにより助成金を活用したテレワークの導入促進を図る。その他の事業についても、引き続き事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。		

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

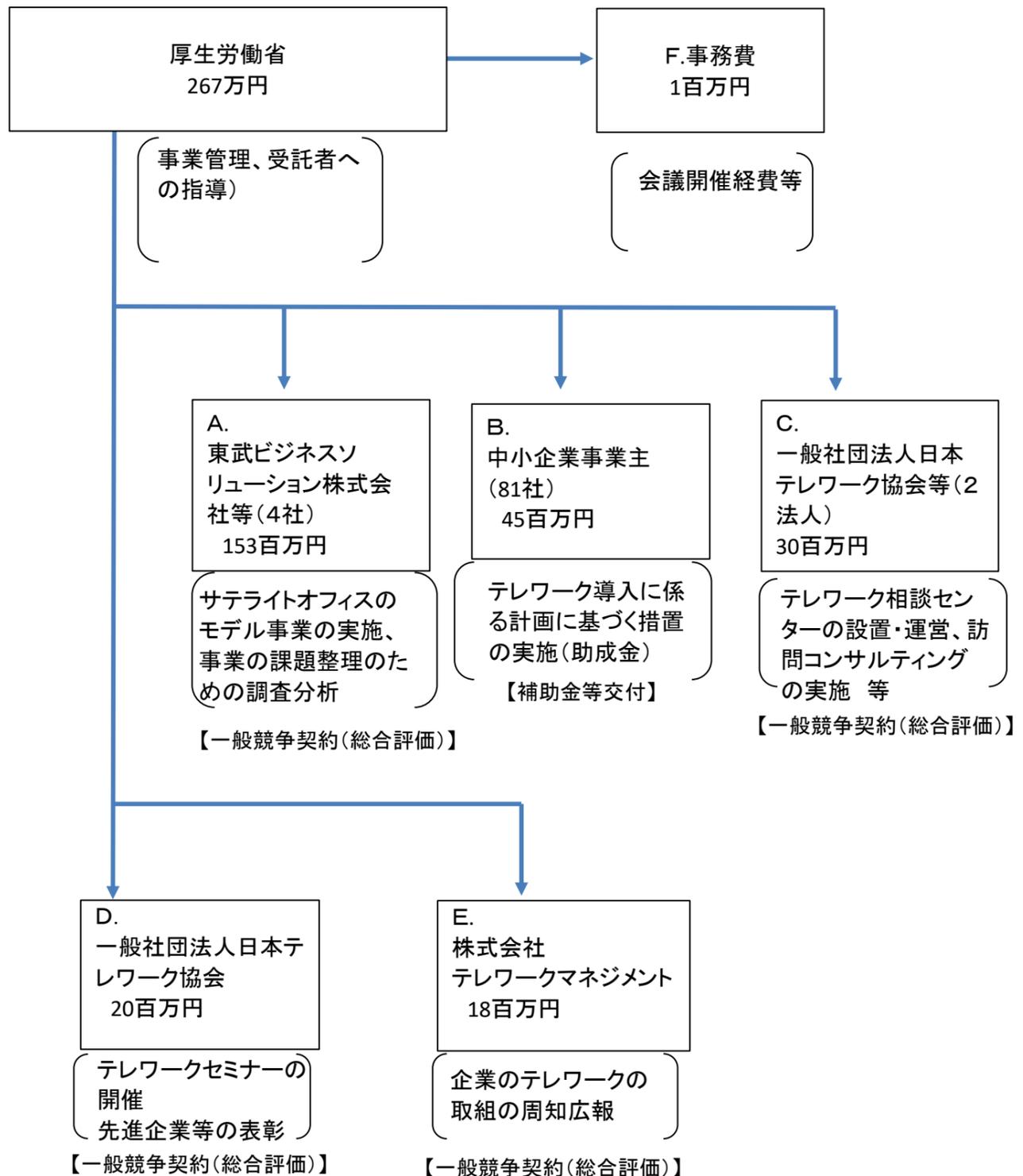
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	661	平成23年度	598	平成24年度	535	平成25年度	440
平成26年度	449	平成27年度	462	平成28年度	461、新29-0033、新29-0034	平成29年度	464
平成30年度	厚生労働省 (0490)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.東武ビジネスソリューション株式会社			B.株式会社一貫堂		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	事業費	サテライトオフィス運営経費等	16	管理諸経費	雑役務費、備品等	2
	管理諸経費	各種一般管理費	3			
	消費税		1			
	計		20	計		2
	C.一般社団法人日本テレワーク協会			D.一般社団法人日本テレワーク協会		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	事業費	周知広報経費等	18.9	事業費	セミナー・表彰式開催経費等	17.3
	消費税		1.6	消費税		1.4
管理諸経費	各種一般管理費	1.5	管理諸経費	各種一般管理費	1.3	
計		22	計		20	
E.株式会社テレワークマネジメント			F			
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
事業費	検討委員会開催関係諸経費等	16				
消費税		1				
管理諸経費	各種一般管理費	1				
計		18	計		0	
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東武ビジネスソリューション株式会社	9010601034841	サテライトオフィスのモデル事業の実施	20	一般競争契約 (総合評価)	1	73.2%	-
2	ランゲート株式会社	1130001019265	サテライトオフィスのモデル事業の実施	19	一般競争契約 (総合評価)	1	63.7%	-
3	東武ビジネスソリューション株式会社	9010601034841	サテライトオフィスのモデル事業の実施	18	一般競争契約 (総合評価)	2	72%	-
4	東武ビジネスソリューション株式会社	9010601034841	サテライトオフィスのモデル事業の実施	18	一般競争契約 (総合評価)	1	70.5%	-
5	ランゲート株式会社	1130001019265	サテライトオフィスのモデル事業の実施	18	一般競争契約 (総合評価)	1	63.7%	-
6	ランゲート株式会社	1130001019265	サテライトオフィスのモデル事業の実施	17	一般競争契約 (総合評価)	1	64.1%	-
7	ランゲート株式会社	1130001019265	サテライトオフィスのモデル事業の実施	17	一般競争契約 (総合評価)	1	63.7%	-
8	株式会社キャリア・マム	5013401002204	サテライトオフィスのモデル事業の実施	16	一般競争契約 (総合評価)	1	54.6%	-
9	(株)政策基礎研究所	7010001134351	事業の課題整理のための調査分析	10	一般競争契約 (総合評価)	4	90.5%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社一貫堂	9180001064836	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	2	補助金等交付	-	-	
2	株式会社グローブライト総合研究所	1090001000584	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	2	補助金等交付	-	-	
3	三協情報システム株式会社	3180001108904	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	2	補助金等交付	-	-	
4	中統興産株式会社	8180001038246	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	2	補助金等交付	-	-	
5	株式会社シンコー・サイエンス・コーポレーション	6120001103478	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	2	補助金等交付	-	-	
6	株式会社ソアラサービス	4240001021331	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	1	補助金等交付	-	-	
7	税理士法人きしゅう会計	6170005001896	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	1	補助金等交付	-	-	
8	株式会社ゼロメガ	1011101057877	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	1	補助金等交付	-	-	
9	株式会社ナベカン	1011601008041	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	1	補助金等交付	-	-	
10	有限会社湘南シニアサービス	1021002010372	テレワーク導入に係る計画に基づく措置の実施	1	補助金等交付	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人日本テレワーク協会	9010005004037	テレワーク相談センターの設置・運営、訪問コンサルティングの実施	22	一般競争契約 (総合評価)	1	96%	-
2	株式会社読売エージェンシー	1010001031728	テレワーク相談センターにおいて審査を行う助成金の周知広報	8	一般競争契約 (総合評価)	2	92.4%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人日本テレワーク協会	9010005004037	テレワークセミナーの開催 先進企業等の表彰	20	一般競争契約 (総合評価)	1	68.4%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社テレワークマネジメント	8460301002996	企業のテレワークの取組の周知広報	18	一般競争契約 (総合評価)	1	76.7%	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別紙1

	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度
								- 年度	31 年度
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	テレワーク宣言をした企業の 関連企業に対して実施 するヒアリングにおいて、 「テレワークの導入を検討 する」「テレワークの導入に 興味を持った」と回答した 企業の割合を60%とする。	関連企業に対して実施する ヒアリングにおいて、「テレ ワークの導入を検討する」 「テレワークの導入に興味 を持った」と回答した企業 の割合 (計算式) 「テレワークの導入を検討 する」「テレワークの導入に 興味を持った」との回答者 数/ヒアリング回答企業数	成果実績	%	-	68	63.6	-	-
			目標値	%	-	60	60	-	60
			達成度	%	-	113.3	106	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	企業ヒアリング								

労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進
(テレワーク普及促進等対策)

テレワークの推進

テレワークとは

- ICT（情報通信技術）を活用し、**時間と場所を有効に活用**できる柔軟な働き方。
- 働く方の性別や年齢、居住する場所等にかかわらず、様々な方の多様な生活スタイルに応じた働き方を可能とする。

※テレワークとは「tele=離れたところで」と「work=働く」をあわせた造語

<就業場所による分類>

- ① 自宅で仕事を行う**在宅勤務**、② 出張時の移動中などに公共交通機関内やカフェ等で仕事を行う**モバイル勤務**、③ 共同のワークスペースなどを利用して仕事を行う**サテライトオフィス勤務**の3形態に分類

<就労形態による分類>

企業等に雇用されている**雇用型テレワーク**と、個人事業主のような形態の**自営型テレワーク**に分類

政府目標と現状

- 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）で政府目標を提示

政府目標①

平成32年までに
**テレワーク
導入企業を
平成24年度比で3
倍**

<テレワーク導入企業の割合>



政府目標②

平成32年までに
**テレワーク制度等に
基づく雇用型
テレワーカーの割合を
平成28年度比で倍増**

<制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合>



関係府省による連携

- テレワークは総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省の四省で連携して推進を図っている。
- 平成28年度より、4省副大臣による関係府省連絡会議を開催、連携の強化を図っている。

総務省（幹事省）

情報通信政策
テレワーク推進に資する高度情報通信基盤の整備及び利活用促進

厚生労働省

労働政策
適正な労働条件下における良質なテレワークの普及促進

国土交通省

国土交通政策
都市部への人口・機能の集中による弊害の解消と地域活性化等

経済産業省

産業政策
テレワークに係る産業振興

適正な労務管理下における良質なテレワークの推進

情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン〈概要〉

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受け、平成30年2月に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定(「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改定)
- 雇用型テレワークについて、長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方などを整理、在宅勤務以外の形態(モバイル・サテライト)についても対応。

○ 労働基準関係法令の適用

テレワークを行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用。

○ 労働基準法の適用に関する留意点

労働条件の明示	労働者がテレワークを行うことを予定している場合も、テレワークを行うことが可能である勤務場所を明示することが望ましい。
労働時間制度の適用と留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間の適正な把握 使用者はテレワークを行う労働者の労働時間についても適正に把握する責務を有する。 ・ いわゆる中抜け時間 労働者が労働から離れ、自由利用が保障されている場合、休憩時間や時間単位の年次有給休暇として取扱うことが可能。 ・ 通勤時間や出張旅行中の移動時間中のテレワーク 使用者の明示又は黙示の指揮命令下で行われるものは労働時間に該当する。 ・ 勤務時間の一部をテレワークする際の移動時間等 使用者が移動することを労働者に命ずることなく、単に労働者自らの都合により就業場所間を移動し、自由利用が保障されている場合は、労働時間に該当しない。 ・ フレックスタイム制 テレワークもフレックスタイム制を活用可能。あくまで始業・終業の時刻を労働者に委ねる制度のため、労働時間の把握が必要。
通常の労働時間制度	
事業場外みなし労働時間制	<p>使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難なときは、事業場外みなし労働時間制が適用。</p> <p>具体的には、①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと が必要。</p> <p>労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、実態に合ったみなし時間となっているか確認し、実態に合わせて労使協定を見直すこと等が適当。</p>
裁量労働制	<p>裁量労働制の要件を満たし、制度の対象となる労働者についても、テレワークを活用可能。</p> <p>労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、労働者の裁量が失われていないか等を労使で確認し、結果に応じて、業務量等を見直すことが適当。</p>
休憩時間	労使協定により休憩時間の一斉付与の原則を適用除外可能。

時間外・休日労働の労働時間管理

法定労働時間を超える場合には、割増賃金の支払い等が必要となることから、労働時間の状況の適切な把握に努め、必要に応じて労働時間や業務内容等について見直すことが望ましい。

○ 長時間労働対策

長時間労働等を防ぐ手法として、①メール送付の抑制、②システムへのアクセス制限、③テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、④長時間労働等を行う者への注意喚起等の手法を推奨。

○ 労働安全衛生法の適用及び留意点

安全衛生関係法令の適用	過重労働対策やメンタルヘルス対策等により、テレワークを行う労働者の健康確保を図ることが重要。
作業環境整備	テレワークを行う作業場が自宅等である場合には、VDTガイドライン等の衛生基準と同等の作業環境とすることが望ましい。

○ 労働災害の補償に関する留意点

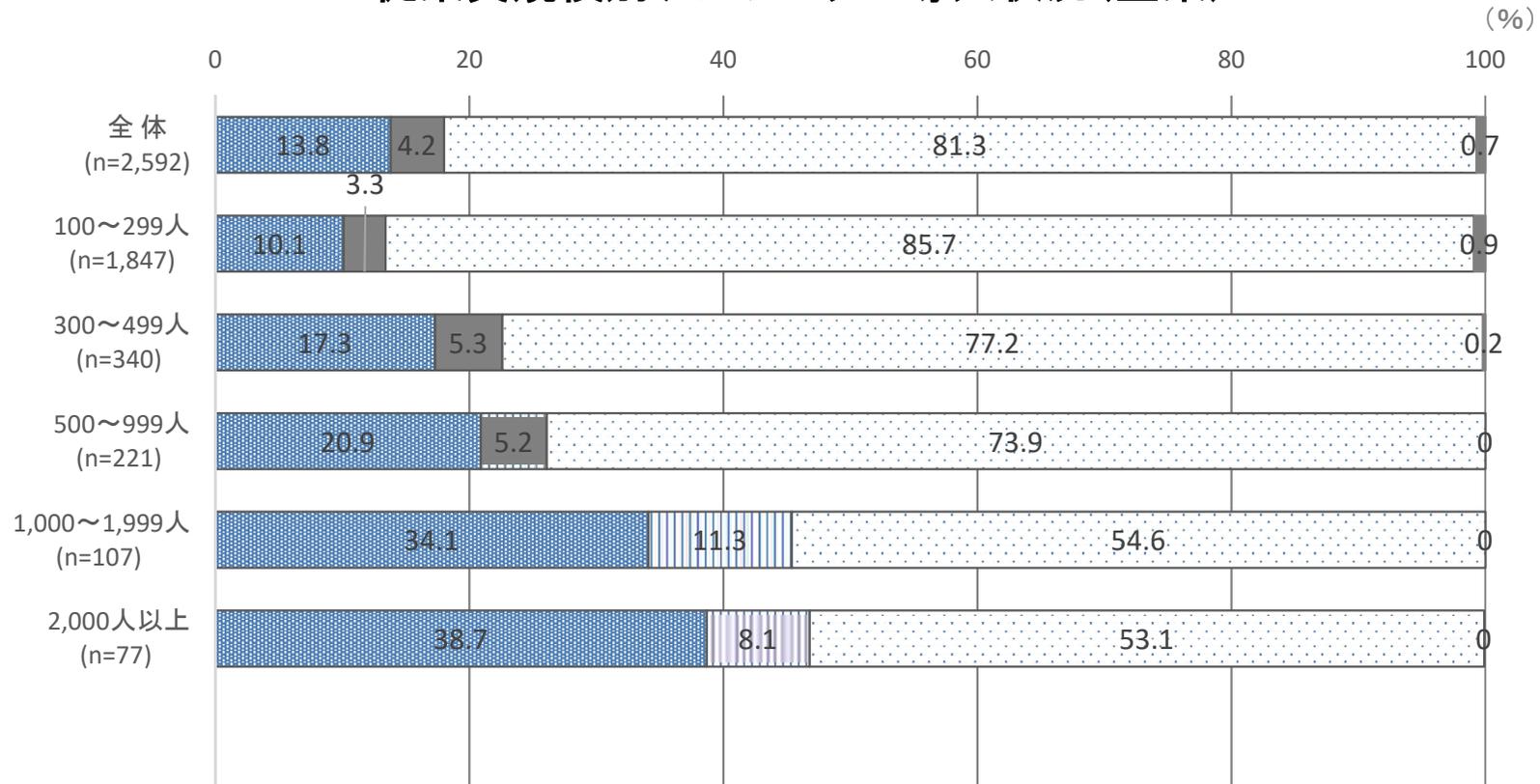
テレワーク勤務における災害は労災保険給付の対象となる。

○ その他テレワークを適切に導入及び実施するに当たっての留意点等

労使双方の共通の認識	あらかじめ導入の目的、対象となる業務、労働者の範囲、テレワークの方法等について、労使で十分協議することが望ましい。 テレワークを行うか否かは労働者の意思によるべき。
円滑な遂行	業務の内容や遂行方法を明確にしておくことが望ましい。
業績評価等	業績評価等について、評価者や労働者が懸念を抱くことのないように、評価制度、賃金制度を明確にすることが望ましい。
費用負担	テレワークを行うことによって生じる費用について労使のどちらが負担するか等を、あらかじめ労使間で十分に話し合い、就業規則等に定めておくことが望ましい。
社内教育	労働者が能力開発等において不安に感じることを無いう、社内教育等の充実を図ることが望ましい。
労働者の自律	労働者も自律的に業務を遂行することが求められる。

テレワークの導入・実施状況

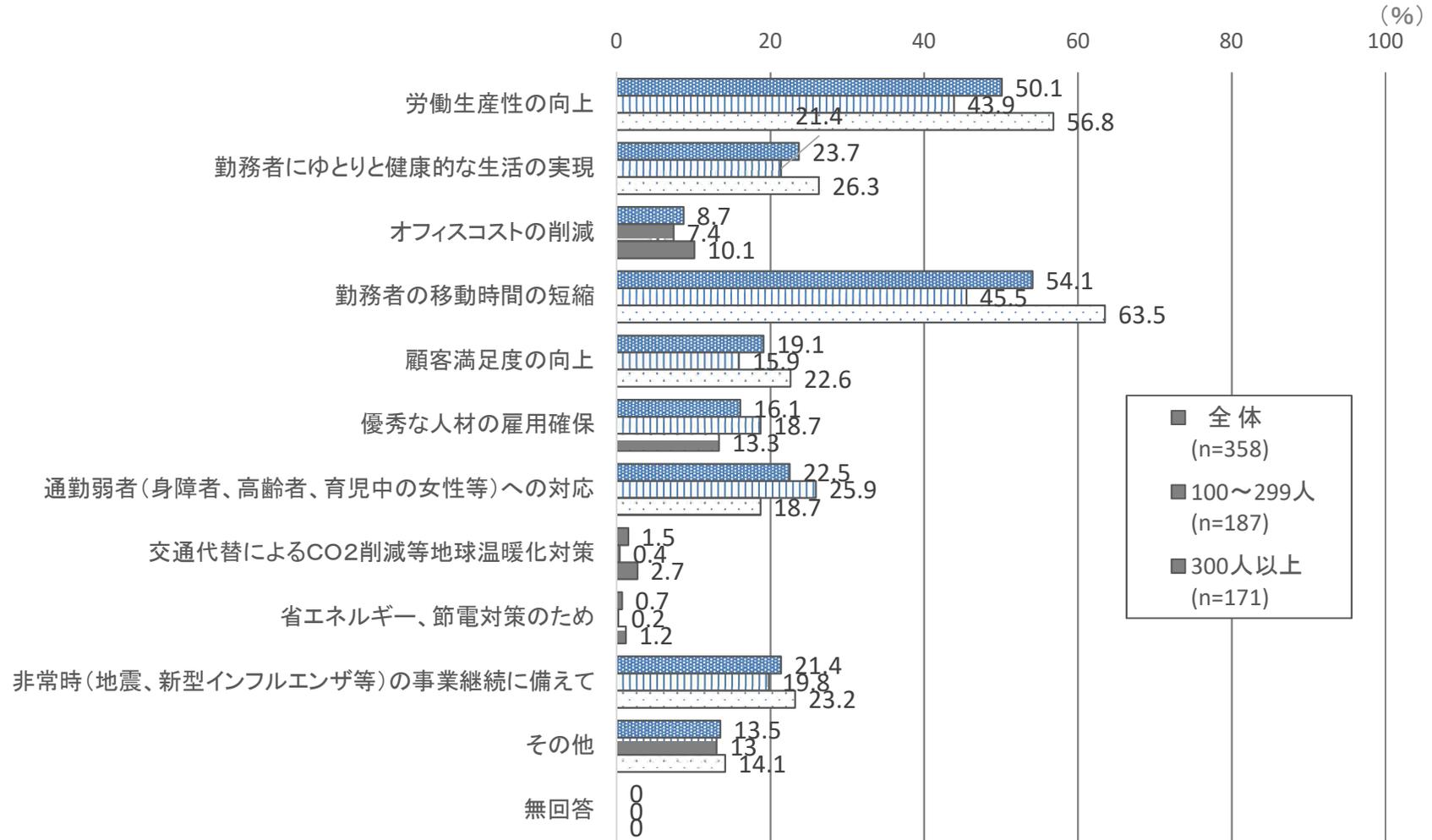
従業員規模別テレワークの導入状況(企業)



■ 導入している ■ 導入していないが、具体的に導入予定がある ■ 導入していないし、具体的な導入予定もない ■ 無回答

資料出所：平成29年通信利用動向調査（総務省）

従業員規模別テレワークの導入目的(企業) (複数回答) (対象:テレワーク導入企業)

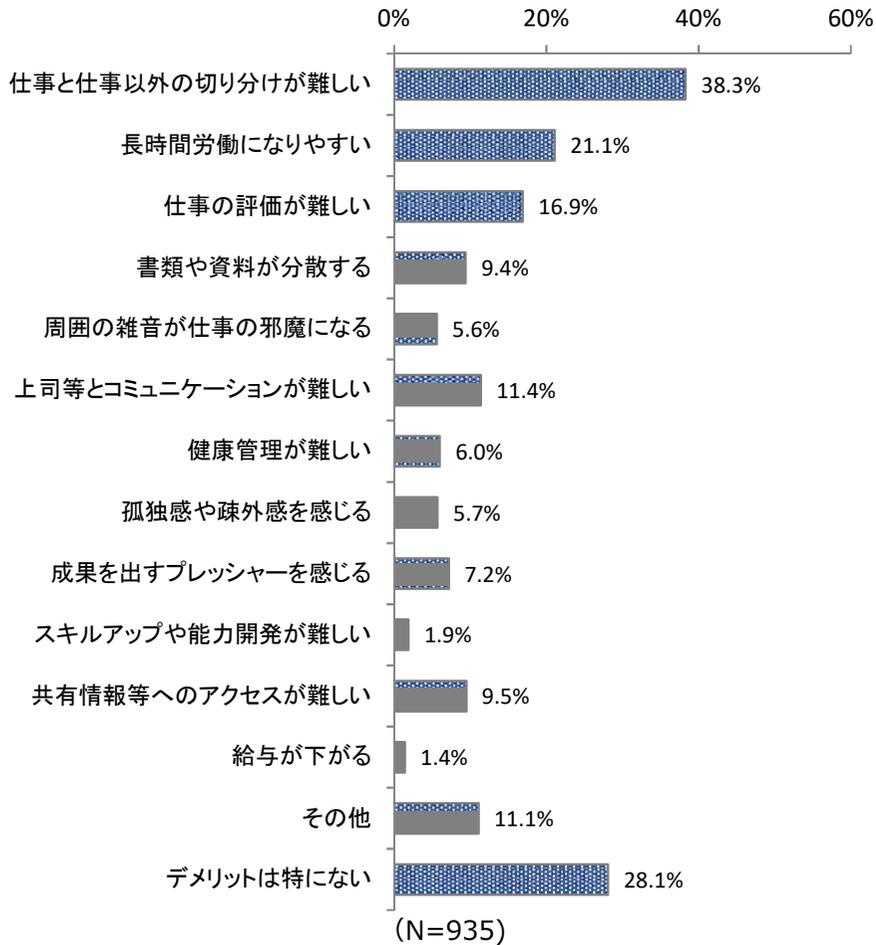


資料出所：平成29年通信利用動向調査（総務省）

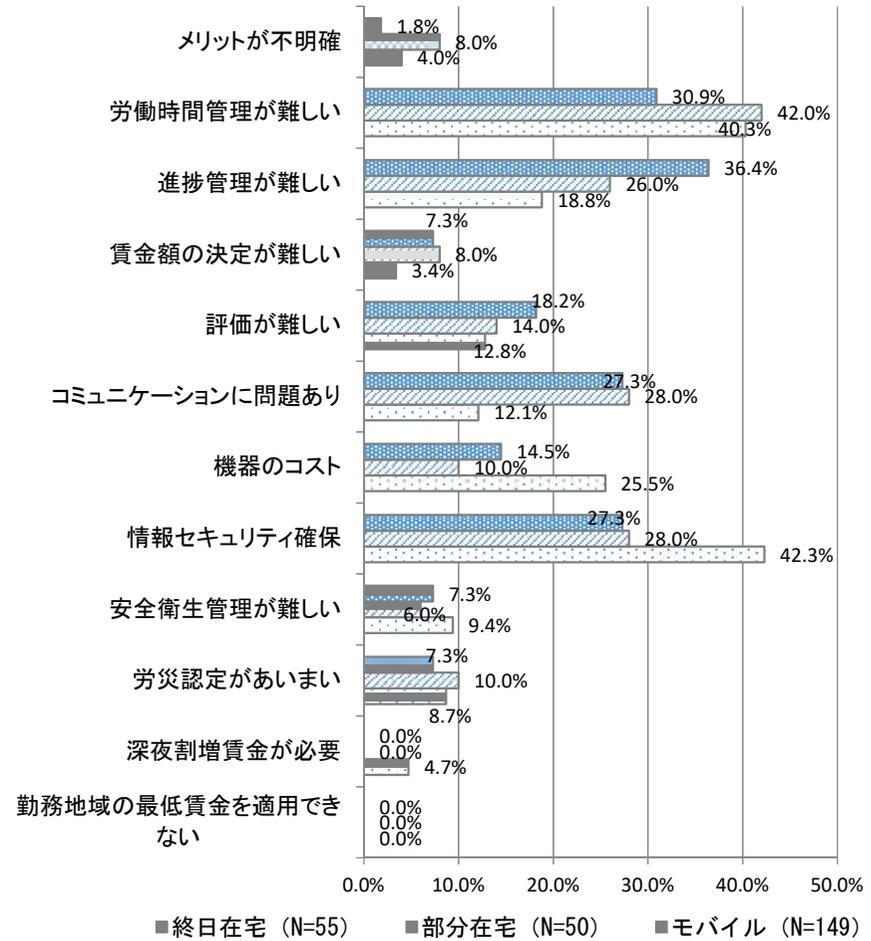
雇用型テレワークの課題

労務管理等から導入が難しい

テレワークのデメリット（労働者調査）



テレワーク実施の問題・課題（企業調査）



【平成27年 JILPT 情報通信機器を利用した多様な働き方の実態に関する調査より】

本行政事業レビューシートに係る事業

平成31年度 テレワーク普及促進のための施策概要

(行政事業レビューシート No.0505)

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のため、テレワークガイドラインを活用した企業等の導入支援、先進企業の表彰等を通じた気運の醸成やサテライトオフィスの活用方法の検証等を実施するとともに、情報通信機器を活用しサービスの提供を行う在宅就業者の支援、柔軟な働き方のための環境整備のための検討等を行う。

平成31年度予算額
532,891千円

平成30年度予算額
490,749千円

1. テレワーク相談センターの設置

- ・ テレワーク導入・実施時の課題等について相談に応えるための相談センターを設置
- ・ 専門家による訪問コンサルティングを実施 ・ テレワーク総合ポータルサイト(仮称)の設置、運営(新規)

予算額
36,211千円
(31,510千円)

2. 時間外労働等改善助成金(テレワークコース)

- ・ 労働時間の設定の改善のため、テレワークを新規で導入または拡充しようとする中小企業事業主に対して、導入経費を助成(上限額150万円)

予算額
118,657千円
(114,843千円)

3. テレワーク等の普及促進事業(サテライトオフィス活用モデル事業)

- ・ 働く方の居住エリアの駅や保育施設に近接した場所にサテライトオフィスを設置、利用を通じて、有効な活用方法を検証するためのモデル事業【首都圏・大阪・愛知で計9か所】
- ・ 有識者からなる普及促進委員会により、サテライトオフィス運営上の課題等を整理

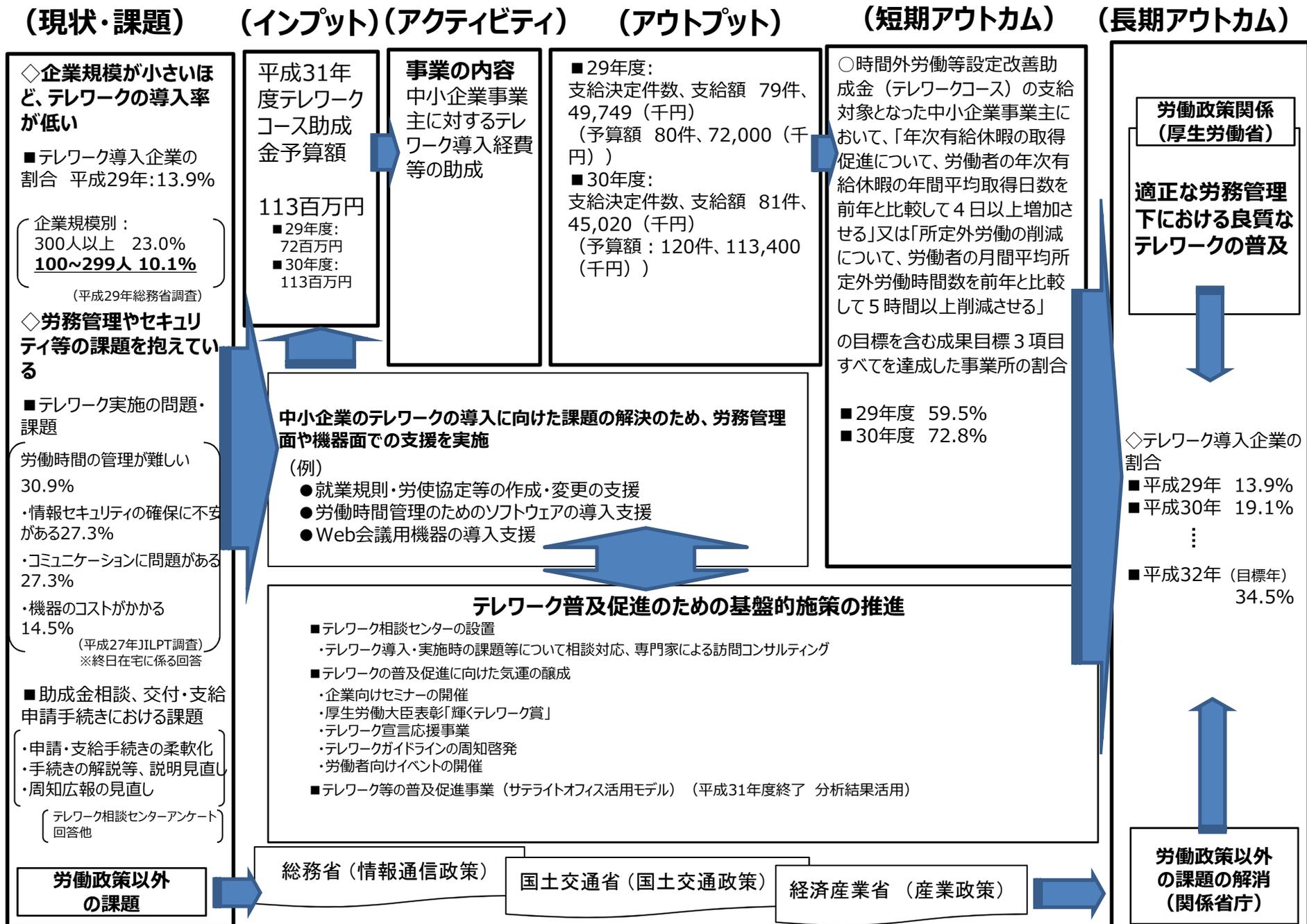
予算額
309,622千円
(289,680千円)

4. テレワークの普及促進に向けた気運の醸成

- ① 企業向けセミナーの開催：ガイドラインを活用し、労務管理等に関する企業向けセミナーを開催(総務省と連携)
- ② 厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」：テレワークの先進企業や、普及に貢献した個人等を表彰(総務省と連携)
- ③ テレワーク宣言応援事業：トップのテレワーク宣言に基づきテレワークを活用した企業の取組周知による普及促進
- ④ テレワークガイドラインの周知啓発：平成29年度に刷新したガイドラインの周知
- ⑤ 労働者向けイベントの開催：働く方に対して、テレワークのメリットを直接実感できるイベントを開催

予算額
68,401千円
(54,716千円)

時間外労働等設定改善助成金（テレワークコース）のロジックモデル



時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の概要

対象事業主

① テレワークを新規で導入する中小企業事業主 または
 ※ 試行的に導入している事業主も対象

② テレワークを継続して活用する中小企業事業主
 ※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能

助成内容

1 支給対象の取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施いただき、取組に要した費用を助成。

テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・Web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料など ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
	労務管理担当者に対する研修
	労働者に対する研修、周知・啓発
	外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

2 成果目標

以下の「成果目標」をすべて達成することを目指して実施(達成状況に応じて支給額が変化)。

①	評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
②	評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
③	年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる 又は 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる

3 評価期間

「2. 成果目標」の達成の有無は、事業実施期間(交付決定の日から各年度の2月15日まで)の中で、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します

4 支給額

「1. 支給対象の取組」の実施に要した経費の一部※を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。
 ※以下の「対象経費」に該当する費用が対象

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 (注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」の間の経費のみが対象	対象経費の合計額 × 補助率 (上限額を超える場合は上限額※) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	20万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

<支給例>

① 総務、経理部門5人でテレワークを実施、200万円の機器を導入し、成果目標を達成した場合
 A: 導入経費 200万円 × 補助率 3/4 = 150万円
 B: 1人当たりの上限額 20万円 × 実施人数 5人 = 100万円
 C: 1企業当たりの上限 150万円
 → A・B・Cで一番低い額を支給 ⇒ 100万円を支給

時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の交付決定、支給実績

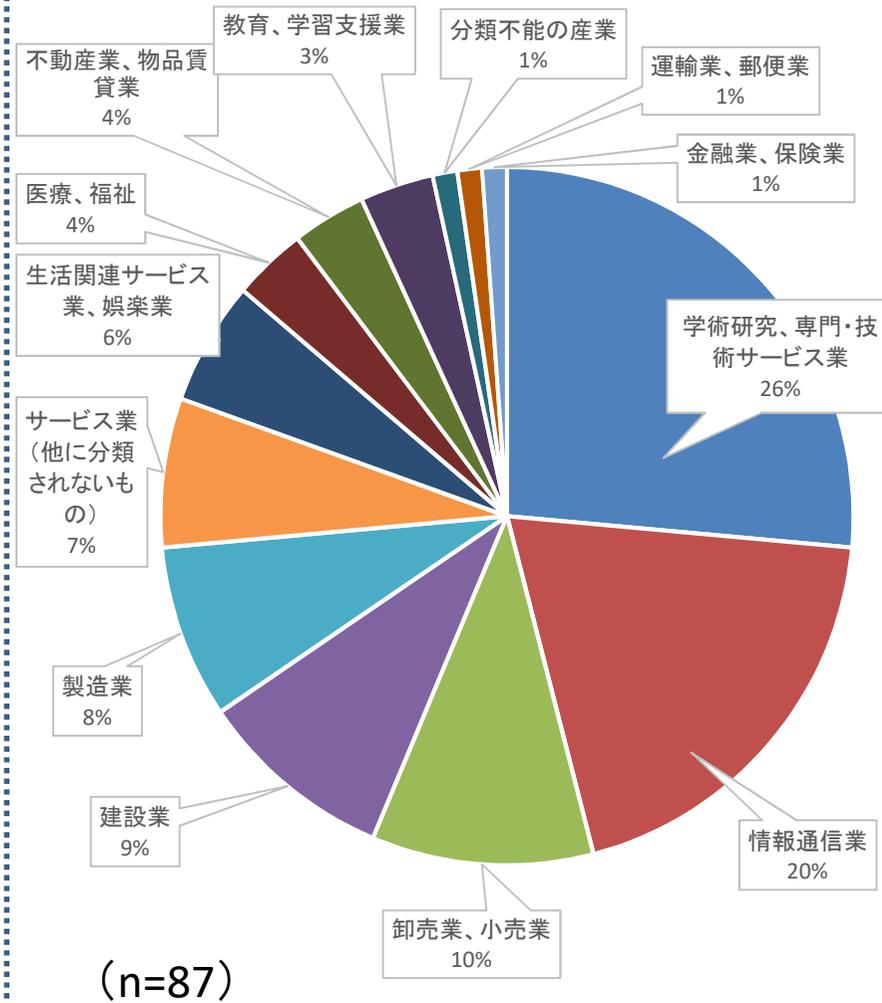
	予算額①	交付決定件数	支給決定件数	支給実績 (金額)②	執行率②/①
平成26年度	502,000千円	51件	38件	17,621千円	3.5%
平成27年度	313,500千円	43件	39件	12,464千円	4.0%
平成28年度	154,800千円	87件	84件	48,004千円	31.0%
平成29年度	72,000千円	95件	79件	49,749千円	69.1%
平成30年度	113,400千円	87件	81件	45,020千円	39.7%
平成31年度	113,400千円	—	—	—	—

※平成29年度以前の名称は、職場意識改善助成金(テレワークコース)。

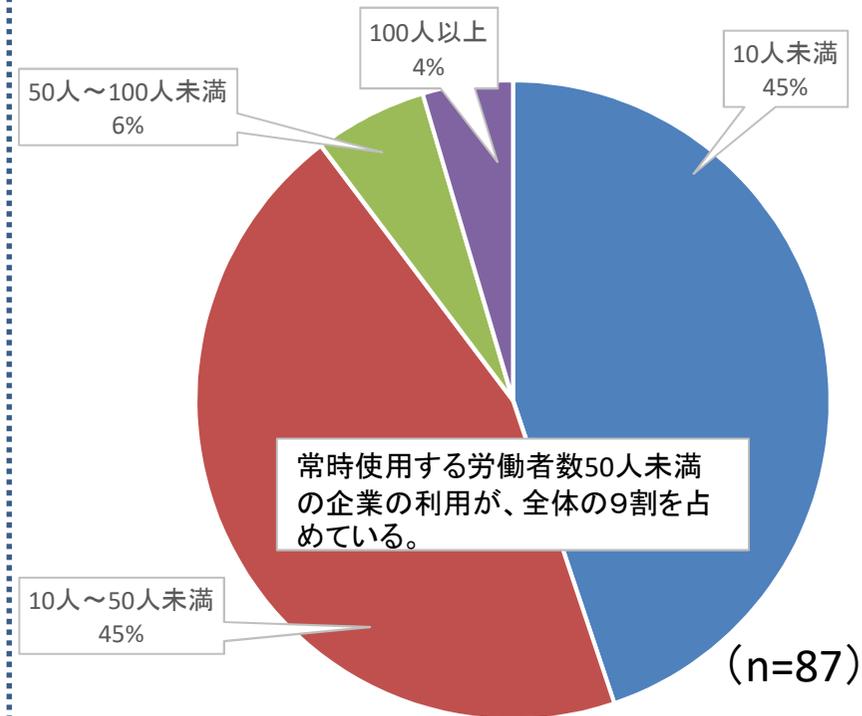
時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の利用状況

(平成30年度)

業種ごとの助成金申請状況



企業規模ごとの申請状況



中小企業の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金の補助率要件に係る成果目標の達成状況

成果目標

3つの成果目標すべてを達成した場合、支給額が変化（達成した場合は3/4、未達成の場合は1/2の補助率が適用）

①	評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
②	評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
③	年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる 又は 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる

各目標の
ねらい

- ①②…当該企業において、一層のテレワークの定着を図る
③……当該企業において、一層のワーク・ライフ・バランスの促進を図る

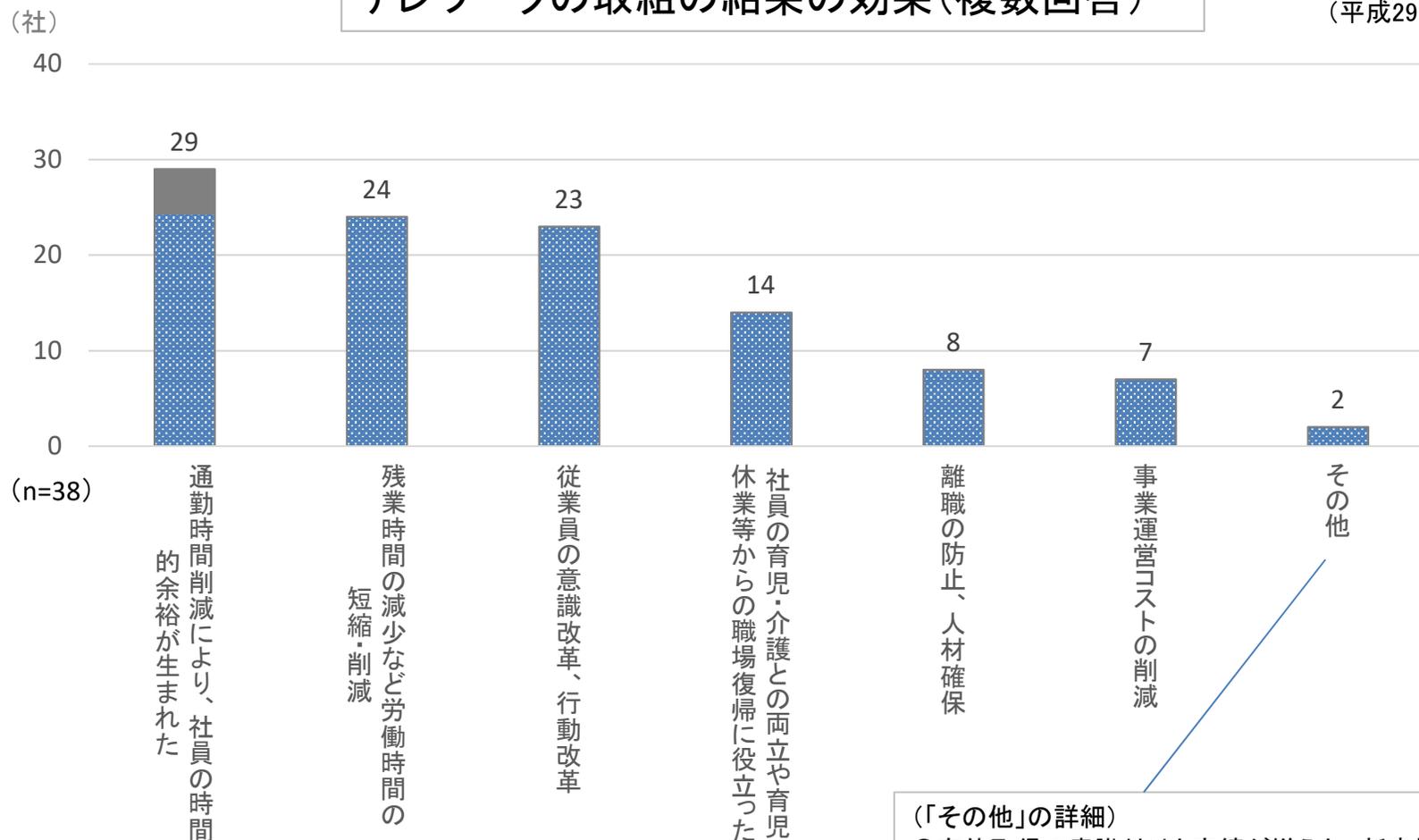
【業種ごとの成果目標の達成状況（平成30年度）】

	達成	未達成	達成した企業の割合
鉱業, 採石業, 砂利採取業		-	
建設業	4	3	57.1%
製造業	5	2	71.4%
電気・ガス・熱供給・水道業		-	
情報通信業	12	4	75%
運輸業, 郵便業	1	0	100%
卸売業, 小売業	4	4	50%
金融業, 保険業	1	0	100%
不動産業, 物品賃貸業	2	0	100%
学術研究, 専門・技術サービス業	16	5	76.2%
宿泊業, 飲食サービス業		-	
生活関連サービス業, 娯楽業	5	0	100%
教育, 学習支援業	3	0	100%
医療, 福祉	3	0	100%
複合サービス事業		-	
サービス業(他に分類されないもの)	2	4	33.3%
分類不能の産業	1	0	100%
合計(受給企業81社)	59	22	72.8%

助成金の支給を受けた企業のテレワークの取組の効果

テレワークの取組の結果の効果(複数回答)

(平成29年度)



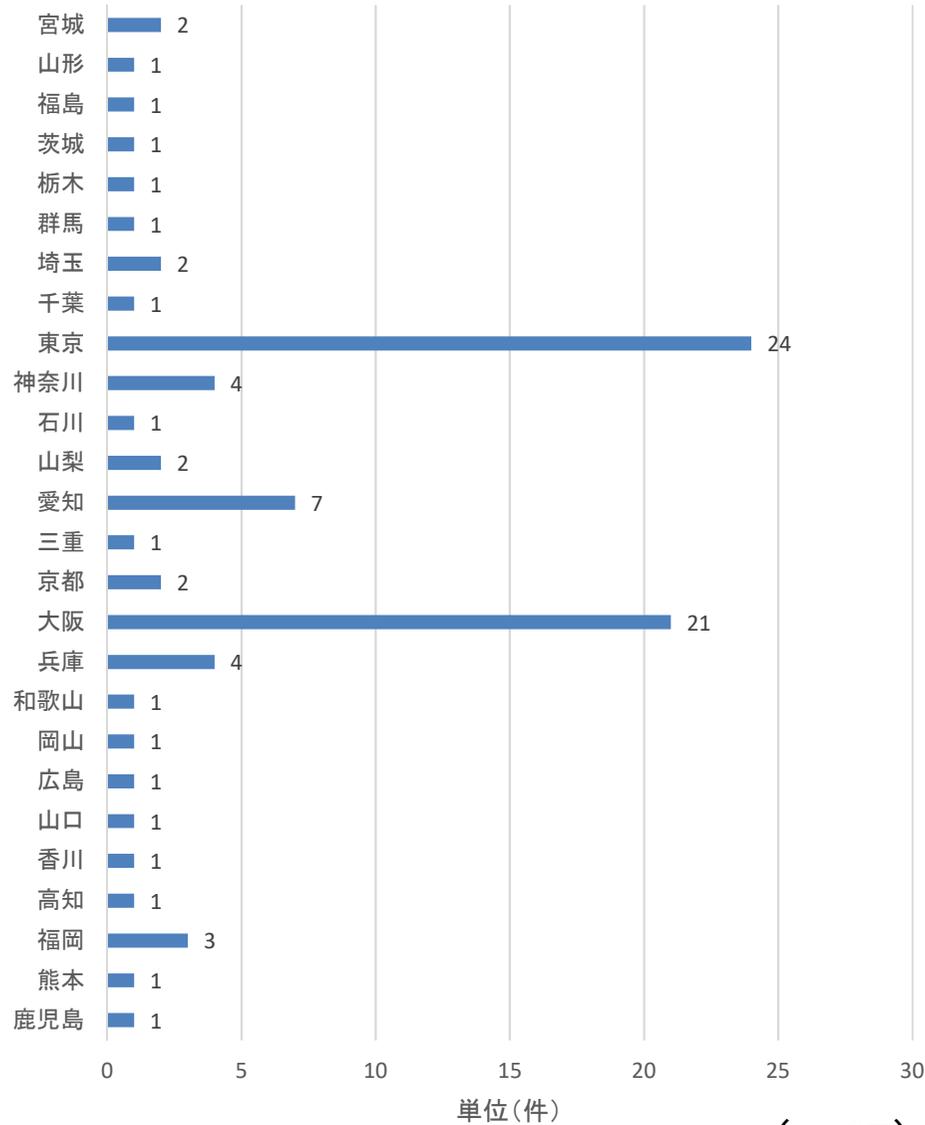
(「その他」の詳細)

○有休取得の意識付けと実績が増えた。新卒採用時の魅力的な要素として効果を発揮した。

○新規雇用の条件として好評である

都道府県別の申請件数

(平成30年度)



最も申請件数が多かったのは東京都で24件(全体の27.6%)。東京都と大阪府の合計で全体の約半数を占めている。

全く申請が行われていない道県が21あることから、助成金制度の周知広報について手法を見直す必要があるのではないか。

(n=87)

本助成金の周知について

これまでの取組

①時間外労働等改善助成金(テレワークコース)に係る周知広報事業(委託事業)

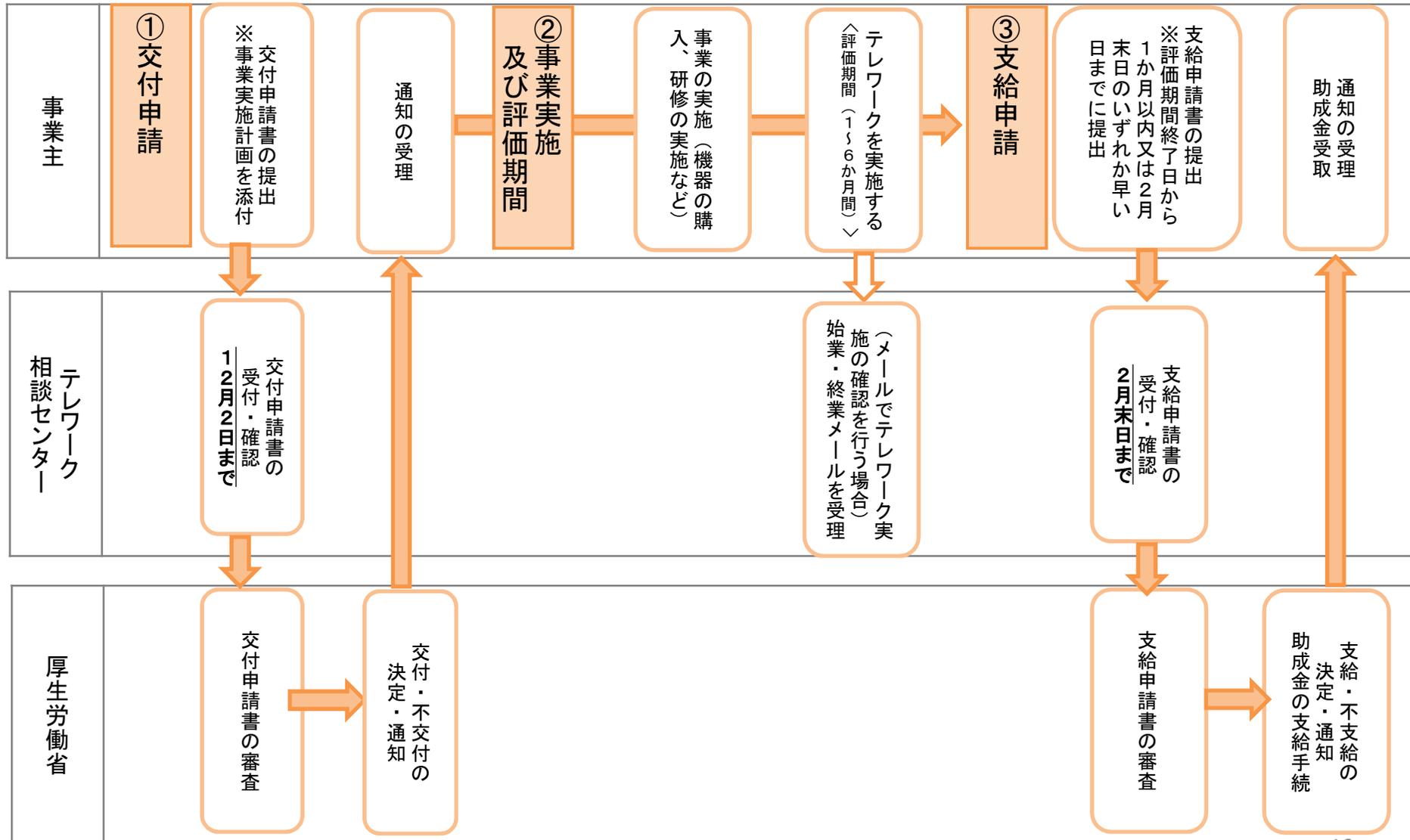
- ・都道府県労働局、都道府県庁、社会保険労務士会、商工会議所等にポスター、リーフレットを配布
- ・新聞、経済誌広告
- ・ビジネス経済系Webサイトでのバナー広告掲載
- ・Google、Yahoo!にリスティング広告を掲載

②厚生労働省ホームページに助成制度のパンフレット、申請マニュアル、申請様式等を掲載



時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給申請の流れ

○本助成金は、事業主が、事業実施計画について事前に交付申請を行い、厚生労働省の承認を受けた後、計画に沿って取組を実施し、計画期間終了後に支給申請を行う。



助成金に関する相談、交付・支給申請手続きにおける課題

(平成30年度)

助成金に関する相談 (947件)

※テレワーク相談センターで受け付けた相談件数。
助成金の支給要件等、制度に関する質問が大宗を占める。

交付申請 (87件)

支給申請 (81件)

本助成金に係る相談状況、意見

- より広く周知を行って欲しい
- 申請手続きが難しく、申請マニュアルだけでは書類の書き方がよく分からない
- 申請書類が多く、手間がかかる等

(見直しの方向性)

・助成金の周知・広報の工夫、申請マニュアルの充実、Q&A集の作成等が必要ではないか。

交付決定を受けたが、支給申請に至らなかった企業の状況

- 準備が間に合わず、計画内容を評価期間に実施することができなかった
- 必要な機器の納品が遅れたため、計画内容を評価期間に実施することができなかった
- 繁忙期にあたり、支給申請書の提出が困難であった
- 対象となる労働者が退職し、残った労働者の体制ではテレワークの実施が困難となった 等

(見直しの方向性)

・取組を行う意思のある企業を支援するため、助成金の申請・支給手続きの柔軟化が必要ではないか。

論点と見直しの方向性等について

論点・課題

- 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）について、交付決定を受けた企業が申請に至らなかったり、申請手続きが難しいという意見があるため、支給申請手続きをしやすくなるようにするべきではないか。
- 申請企業が地域別に偏りがあるため、周知広報の方法等を見直すべきではないか。

見直しの方向性等

(1) 申請・支給手続きの柔軟化

- 本助成金の交付決定を受けたにもかかわらず、テレワークの実施のための必要な機器等の準備が遅れたため、計画内容を予定していた評価期間に実施することができず、支給申請に至らなかったケースや、繁忙期と重なり申請できなかったケースが散見されるため、評価期間の始期を変更することを可能とするとともに、申請の受付を年度を通じて行う。【来年度に向けて検討】

(2) 事例集及びQ&A集の作成

- 実際に助成金を受給した企業にとって生産性向上等の効果があったのか、あるいは、どのような場合に助成金が支給されるのかが具体的に見えてこない、申請を躊躇するケースも考えられることから、助成金を活用してテレワークに取り組んだ中小企業の事例集及び本助成金の支給申請にあたってのQ&A集を作成し、中小企業への訴求効果を高め、助成金を活用したテレワークの取組を促す。
- また、本年度、テレワーク関係施策について総合的に情報提供するポータルサイト(仮)の開設を予定しているところであり、同サイトと連携して、助成金の申請の手続き等を分かりやすく記載したページを構築する。【可能なものから着手し、今年度から実施】

(3) 周知広報の見直し

- 現在の助成金について、申請者の所在地を都道府県別にみた場合、東京都と大阪府に集中する傾向がみられ、地域的に偏りがあるので、本助成金の申請の少ない、あるいは申請のなかった道県を中心に、企業向けのテレワークの導入に係るセミナーを開催し、個別相談会を実施する。【来年度に向けて検討】

參考資料

閣議決定におけるテレワーク

ニッポン一億総活躍プラン【平成28年6月2日閣議決定】

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向 (長時間労働の是正)

(略) 長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する。さらに、労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。時間外労働時間について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。あわせて、**テレワークを推進する**とともに、若者の長時間労働の是正を目指し、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法等の見直しを進める。

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(3) 女性活躍

(略) 多様な正社員、**テレワークの普及など女性が働きやすい環境整備**、いわゆるセクハラ・マタハラの防止に向けた取組等を推進する
(略)

未来投資戦略2018【平成30年6月15日閣議決定】

第2 具体的施策

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

1. 基盤システム・技術への投資促進

iii) 新たな技術・ビジネスへの対応

④ テレワークの普及

・ **企業の生産性向上等に資するテレワークを全国規模で推進するため、関係府省庁が連携して「テレワーク・デイズ」を実施するとともに、市町村や商工会議所等による「まち」ごとのテレワーク導入に向けた計画策定支援や未導入企業向け「導入モデル(ノウハウ・プラクティス)」の策定に取り組む。**

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

⑤ 多様で柔軟なワークスタイルの促進

・ **テレワークの普及に向けて、適正な労働時間管理を促しつつ、テレワークが生産性の向上等にもたらす効果について、「テレワーク・デイズ」を通じて周知する等により経営層の意識改革を進める。**

新しい経済政策パッケージ【平成29年12月8日閣議決定】

3. Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命 (5) 成長分野への人材移動と多様で柔軟なワークスタイルの促進

② 多様で柔軟なワークスタイルの促進

- **テレワークについて、長時間労働の防止**や適切なセキュリティ対策を図りつつ、**その普及を図るため、本年度中にガイドラインを改定し、周知を図る**とともに、テレワークによる生産性向上の効果について実証的に分析し、その結果をもとに、経営層の意識改革を図る。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
【平成30年6月15日閣議決定】

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

II. ITを活用した社会システムの抜本改革

3 民間部門のデジタル改革

(4) デジタル化と働き方改革

平成32年までの毎年、内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省が中心となり、7月24日(2020年東京オリンピック開会式予定日)をコア日とした「**テレワーク・デイズ**」として**全国一斉のテレワークを実施**することで、交通混雑緩和だけでなく**テレワークの定着を含む働き方改革の浸透を図る。**

第2部 官民データ活用推進基本計画

II. 施策集

II-(10) 人材育成、普及啓発

○[No.10-8] テレワークの普及

- ・ **テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、ガイドラインや表彰等の普及啓発の推進、サテライトオフィスや必要なネットワーク環境の整備等**を通じて、平成32年におけるKPIの目標値達成を図る。
- ・ テレワークの普及に当たって、**平成30年2月に厚生労働省が策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」**及び平成30年4月に総務省が公表した「**テレワークセキュリティガイドライン(第4版)**」**について、周知・普及を図っていく。**(略)

働き方改革実行計画（抄）－雇用型テレワーク－

（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である。我が国の場合、テレワークの利用者、副業・兼業を認めている企業は、いまだ極めて少なく、その普及を図っていくことは重要である。

他方、これらの普及が長時間労働を招いては本末転倒である。労働時間管理をどうしていくかも整理する必要がある。ガイドラインの制定など実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく。

(1) 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援

事業者と雇用契約を結んだ労働者が自宅等で働くテレワークを「雇用型テレワーク」という。近年、モバイル機器が普及し、自宅で働く形態だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務といった新たな形態のテレワークが増加している。このような実態に合わせ、これまでは自宅での勤務に限定されていた雇用型テレワークのガイドラインを改定し、併せて、長時間労働を招かないよう、労働時間管理の仕方も整理する。

具体的には、在宅勤務形態だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務を、雇用型テレワーク普及に向けた活用方法として追加する。

テレワークの導入に当たっては、労働時間の管理を適切に行うことが必要であるが、育児や介護などで仕事を中抜けする場合の労働時間の取扱い、半日だけテレワークする際の移動時間の取扱い方法が明らかにされていない。このため、企業がテレワークの導入に躊躇することがないように、フレックスタイム制や通常の労働時間制度における中抜け時間や移動時間の取扱い、事業場外みなし労働時間制度を活用できる条件などを具体的に整理するなど、その活用方法について、働く実態に合わせて明確化する。

また、長時間労働を防止するため、深夜労働の制限や深夜・休日のメール送付の抑制等の対策例を推奨する。

項目4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

⑦ 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援（その1）

【働く人の視点に立った課題】

多くの方がテレワークを実施したいと考えているが、テレワークを導入している企業は少なく、実際にテレワークを実施している労働者は少ない。

- ・テレワークを実施したい: 30.1% (2016年)
- ・テレワークを導入していない企業: 83.8% (2015年末)
- ・全労働者に占めるテレワーカー（週1日以上終日在宅で就業）: 2.7% (2015年)

政府が提供するガイドライン等のテレワーク推進ツールが、モバイル機器など最近の仕事環境の変化に対応していない。

- ・テレワークに関する現行の労務管理やセキュリティに関するガイドラインは、スマートフォンやサテライトオフィスの普及を想定しておらず、テレワークを導入しようとする企業が参考にしづらい。

労務管理の困難さから長時間労働を招きやすい。

- <テレワーク実施の問題・課題（企業調査）（終日在宅の場合）> (2014年)
- ・進捗管理が難しい: 36.4%
 - ・労働時間管理が難しい: 30.9%
 - ・コミュニケーションに問題あり: 27.3%
 - ・情報セキュリティ確保: 27.3%

【今後の対応の方向性】

テレワークには、事業者と雇用契約を結んだ労働者が自宅等で働くもの（雇用型テレワーク）と、事業者と雇用契約を結ばずに仕事を請け負い、自宅等で働くもの（非雇用型テレワーク）がある。雇用型テレワークについては、近年のスマートフォンやサテライトオフィスの普及といった仕事環境の変化に対応し、長時間労働を招くことがないように留意しつつ、その普及を図るため、労務管理などに関するガイドラインを刷新する。また、企業等に対する導入支援や政府による呼びかけ・率先垂範などによる周知啓発を推進する。

【具体的な施策】

（労務管理に関するガイドラインの刷新）

- ・近年のICT利用環境の進展に対応し、在宅勤務に加えて幅広い形態も含め、テレワークの普及を加速させるとともに長時間労働を防止するため、在宅勤務ガイドラインについて、2017年度中に以下の観点から刷新し、テレワークガイドラインとする。
 - ① テレワークの普及加速に向けて、在宅勤務以外の形態（サテライトオフィス勤務、モバイル勤務）の活用方法を追加
 - ② 企業がテレワークの導入に躊躇することがないように、以下の事項を明確化し、活用しやすくする。
 - ・ テレワーク導入に当たって、携帯電話を持っていても事業場外みなし労働時間制を活用できる条件や、フレックスタイム制、裁量労働制、事業場外みなし制の利用方法の明確化
 - ・ 中抜け時間や部分在宅等の場合における移動時間の扱い等の整理
 - ③ 長時間労働対策の追加（深夜労働の制限や深夜・休日のメール送付の抑制等の長時間労働対策例を推奨）

（セキュリティに関するガイドラインの刷新）

- ・ テレワーク導入時に必要なセキュリティ面の対応を明確化するテレワークセキュリティガイドラインについて、近年のICT利用環境の進展を踏まえ、2017年度中に以下の観点から刷新する。
 - ① 最新のICT利用環境（Wi-Fi、クラウド環境、スマートフォン、タブレットの普及等）を踏まえた機器利用ルール・利用者への教育・システムの性能のバランスがとれたセキュリティ対策の充実
 - ② 在宅勤務以外のサテライトオフィス勤務、モバイルワークの実態を踏まえた経営者・システム管理者・テレワーク勤務者の実施すべきセキュリティ対策の充実

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
労務管理に関するガイドラインの刷新		有識者検討会設置・ガイドライン改定	テレワークガイドラインの発出・施行/周知・普及			必要に応じて見直し							2020年までに、テレワーク導入企業を2012年度比3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーを全労働者数の10%
		有識者検討会設置・ガイドライン改定	改定ガイドラインの発出・施行			必要に応じて見直し							
セキュリティに関するガイドラインの刷新		有識者検討会設置・ガイドライン改定	改定ガイドラインの発出・施行			必要に応じて見直し							時間単位での取得や自宅外・モバイルワーク等の柔軟な働き方の進捗を勘案し、新しいKPIを検討

項目 4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

⑦ 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援（その2）

【働く人の視点に立った課題】
 労務管理の困難さから長時間労働を招きやすい。
 <テレワーク実施の問題・課題（企業調査）（終日在宅の場合）>（2014年）

- ・進捗管理が難しい：36.4%
- ・労働時間管理が難しい：30.9%
- ・コミュニケーションに問題あり：27.3%
- ・情報セキュリティ確保：27.3%

テレワークは知っている人ほど利用意向が強いが、我が国ではテレワークの認知も不足している。

- ・テレワーク認知状況と、認知状況別の利用意向（2016年）
- <認知あり（22.2%）> 利用したい 65%
- <認知なし（77.8%）> 利用したい 20%
- ※米国での認知度：認知あり58% 認知なし42%



【具体的な施策】
（導入支援、利用促進）

- ・国家戦略特区により、テレワーク導入企業に対するワンストップの相談支援を実施する。加えて、テレワーク導入に係る補助金の連携・助成金の拡充を行う。また、育児中の者、障害者を対象にしたモデル事業等を実施するとともに、よりテレワークを活用しやすくなるよう、労働時間管理及び健康管理の在り方を含めた推進方策について広く検討する。さらに、セキュリティ等の専門家の育成を行うとともに、企業に派遣する。

（周知啓発、率先垂範）

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、特定の日にテレワークを実施するテレワーク・デイの設定など、関係省庁が連携して国民運動としてテレワーク推進を図る方策を検討し、実施する。また、地域での周知啓発を強化するとともに、表彰制度などでテレワーク等への取組に評価加点を行う。
- ・国家公務員について、2020年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い、②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。また、地方公務員について、テレワークの活用により多様なワークスタイルを実践している地方公共団体の取組事例等の収集・提供を行い、各団体の取組を支援する。

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
導入支援 利用促進	特区法改正 都と連携					全国展開を図る						2020年までに、テレワーク導入企業を2012年度比3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカーを全労働者数の10% 時間単位での取得や自宅外・モバイルワーク等の柔軟な働き方の進捗を勘案し、新しいKPIを検討	
	省庁連携による地域のサテライトオフィス等の整備支援					実施状況を踏まえ、再設定されたKPIの達成のため必要な方策を検討し、実施							
	助成金強化の早期対応		PDCAサイクルによる検証、見直し										
	モデル事業等（子育てと仕事との両立支援、障害者テレワークの実施）												
周知啓発 率先垂範	専門家による導入支援												
	人材育成テキストブックの作成		テキストブックを使用した専門家育成										
	テレワーク・デイなど関係省庁連携した国民運動の検討・実施・規模拡大												
	日本サービス大賞・おもてなし規格認証等での評価加点												
			都道府県労働局、地域働き方改革会議等での周知啓発の強化										
		国家公務員について、テレワークの環境整備、リモートアクセス機能の全省導入				実施状況を踏まえて見直しを行い、さらなる取組を促進							
		地方公務員について、テレワーク活用に関する先進事例の収集・提供等を通じ、各団体の取組を支援				実施状況を踏まえて見直しを行い、さらなる取組を促進							

働き方改革実行計画（抄）－自営型（非雇用型）テレワーカー

（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である。我が国の場合、テレワークの利用者、副業・兼業を認めている企業は、いまだ極めて少なく、その普及を図っていくことは重要である。他方、これらの普及が長時間労働を招いては本末転倒である。労働時間管理をどうしていくかも整理する必要がある。ガイドラインの制定など実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく。

(2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

事業者と雇用契約を結ばずに仕事を請け負い、自宅等で働くテレワークを「非雇用型テレワーク」という。インターネットを通じた仕事の仲介事業であるクラウドソーシングが急速に拡大し、雇用契約によらない働き方による仕事の機会が増加している。こうした非雇用型テレワークの働き手は、仕事内容の一方的な変更やそれに伴う過重労働、不当に低い報酬やその支払い遅延、提案形式で仮納品した著作物の無断転用など、発注者や仲介事業者との間で様々なトラブルに直面している。

非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その実態を把握し、政府は有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討する。

また、仲介事業者を想定せず、働き手と発注者の相対契約を前提としている現行の非雇用型テレワークの発注者向けガイドラインを改定し、仲介事業者が一旦受注して働き手に再発注する際にも当該ガイドラインを守るべきことを示すとともに、契約文書のない軽易な取引や著作物の仮納品が急増しているなどクラウドソーシングの普及に伴うトラブルの実態を踏まえ、仲介手数料や著作権の取扱の明示など、仲介事業者に求められるルールを明確化し、その周知徹底及び遵守を図る。

加えて、働き手へのセーフティネットの整備や教育訓練等の支援策について、官民連携した方策を検討し実施する。

項目 4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

⑧ 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

【働く人の視点に立った課題】
 非雇用型テレワークを始めとする雇用契約によらない働き方について、ICTの進展によりクラウドソーシング（インターネットを通じた仲介事業）が急速に拡大し、仕事の機会が増加している。

- 国内クラウドソーシングサービス市場
 215億円（2013年）→408億円（2014年）→650億円（2015年）
 （2020年までの成長見込み 平均+45.4%/年）

非雇用型テレワークについて、クラウドソーシング等の仲介事業者（プラットフォーム）を通じた取引は緒に就いたばかりであり、契約を巡る様々なトラブルが発生している。

- 非雇用型テレワーカー（在宅型）：126.4万人（2013年）
 （専業：91.6万人、副業：34.8万人）
- 発注者とのトラブル経験がある非雇用型テレワーカー（在宅型）（2012年）
 仕事内容の一方的な変更：25.1%
 報酬の支払遅延：17.1%
 不当に低い報酬額の決定：15.3%

雇用契約によらない働き方は、雇用者向け支援を受けることができず、教育訓練機会などが限定的である。

- 雇用契約によらない働き手が利用できない雇用者向け支援メニューの例：退職金、企業内研修、教育訓練給付

雇用契約によらない働き方は、基本的に労働関係法令が適用されず（実態として「労働者」である場合は労働関係法令が適用されるほか、下請法等が適用される場合もある）、またその多様な就業実態の把握が不十分である。



【今後の対応の方向性】
 非雇用型テレワークについて、良好な就業形態となるよう環境整備を図るとともに、働き手に対する支援として、ガイドブックの改定や、教育訓練等の支援の充実等を行う。また、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。

【具体的な施策】

（法的保護の中長期的検討）

- 非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般（請負、自営等）について2017年度以降、それぞれの働き方について順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。
 ※ 現行でも、契約形態にかかわらず、労働者としての実態があれば労働関係法令に基づき保護しており、これについては引き続き適切に実施。

（ガイドライン改定）

- 非雇用型テレワークについて、契約条件などの実態や、契約文書のない軽易な取引や著作物の仮納品が急増しているなど、クラウドソーシングの普及に伴うトラブルなどの実態を把握した上で、働き手と発注者の相対契約を前提としている現行のガイドラインを、以下の観点から2017年度に改定し、その周知徹底及び遵守を図る。
 - クラウドソーシング等の仲介事業者が再発注する場合には、当該ガイドラインが適用されることを明確化
 - 仲介手数料や著作権の取扱いの明示など、クラウドソーシングを通じて発注する際に求められるルールを明確化

（業界として守るべきルールの明確化）

- クラウドソーシング等の仲介事業者（プラットフォーム）について、優良事業者認定等の制度を業界として設け、自主努力を促すとともに、2018年度以降、その取組状況も踏まえて業界として守るべき最低限のルールを明確化する。

（働き手への支援）

- 非雇用型テレワークの働き手に必要なノウハウ（契約時に確認すべき事項、関連法令等）をまとめた働き手向けのガイドブックを、2017年度に改定する。また、小規模企業共済への加入促進などのセーフティネットの整備や教育訓練等の支援策について、官民連携した方策を検討し実施する。

年度 施策	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度以降	指標
法的保護の検討	実態を踏まえ、中長期的課題として検討・実施											
ガイドラインの改定等 ルールの整備	有識者会議設置 ガイドライン改定	ガイドラインの周知徹底・遵守					状況を踏まえ見直し					
	優良事業者認定の制度等の業界の 自主的取組を推進	仲介事業者（プラットフォーム）に関する 業界ルールの明確化・施行・運用					具体的な施策を展開					
働き手への支援	ガイドブック改定	ガイドブックの周知					状況を踏まえ見直し					
	中小企業・小規模事業者政策の普及・啓発や改定業の検討、対応の 方向性を検討	具体的な施策を展開					セーフティネットの整備やスキルアップ支援策について官民連携した方策を検討・実施					

柔軟な働き方のための環境整備

平成31年度予算額
48,639(34,606)千円

- ・ 自営型テレワークは、注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労（法人形態の場合、他人を使用している場合などを除く。）形態。
- ・ クラウドソーシング等の仲介事業者が普及している中で、良好な就業環境にむけた環境整備が急務
- ・ このため、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知徹底、仲介事業者のルールの方策・周知、働き手に対する支援の充実に取り組む。

	1	2	3	4
計画の 働き方 内容 実行	(ガイドライン改定) クラウドソーシングの普及に伴うトラブルなどの実態を把握した上で、働き手と発注者の相対契約を前提としている現行のガイドラインを、2017年度に改定し、その周知徹底及び遵守を図る。	(業界として守るべきルールの明確化) クラウドソーシング等の仲介事業者(プラットフォーム)について、2018年度以降、業界として守るべき最低限のルールを明確化する。	(働き手への支援) 教育訓練等の支援策について、官民連携した方策を検討し実施する。	(法的保護の中長期的検討) 雇用類似の働き方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。
平成 31 年度 取組	自営型テレワークの良好な環境整備のためのモニタリング調査を行う。 ウェブページの内容を収集・検索するクローラー検索の構築及び運営。	業界の健全化に向けたルールを策定し、周知を行う。	セミナーの開催やパンフレット作成によるガイドライン周知等、従来から実施してきた働き手への支援をより効果的なものに見直す。	雇用類似の働き方(請負、自営等)全般について検討会を開催する。

柔軟な働き方のための環境整備事業 45,833(32,530)千円

ガイドラインの周知徹底及び仲介業界として守るべきルールの策定・周知

- ① 発注企業や仲介事業者がガイドラインが徹底されるようモニタリングや啓発指導を行う。
- ② 仲介事業者や有識者等をメンバーとする協議会において、業界健全化のために仲介事業者として守るべきルールを策定し、周知を行う。
- ③ 仲介事業者及び発注企業に対して、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を行う。

検討会開催
経費
2,806(2,076)千円

自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン<概要>

- 自営型テレワークは、委託を受けて行う就労であり、基本的に労働関係法令が適用されない。
- 自営型テレワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、自営型テレワークを良好な就業形態とするために必要な事項を示すもの

1 定義

自営型テレワーク	注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労（法人形態の場合、他人を使用している場合などを除く。）
自営型テレワーカー	自営型テレワークを行う者
注文者	自営型テレワークの仕事を自営型テレワーカーに直接注文し、又はしようとする者
仲介事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 他者から業務の委託を受け、当該業務に関する仕事を自営型テレワーカーに注文する行為を業として行う者 ② 自営型テレワーカーと注文者との間で、自営型テレワークの仕事をあっせんを業として行う者 ③ インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービス（いわゆる「クラウドソーシング」）を業として運営している者

2 関係者が守るべき事項（主なもの）

（1）募集

募集内容の明示	<p>注文者又は②の仲介事業者は、文書、電子メール又はウェブサイト上で次の事項を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 仕事の内容 ② 成果物の納期予定日（役務が提供される予定期日又は予定期間） ③ 報酬予定額・支払期日・支払方法 ④ 諸経費の取扱い ⑤ 提案等に係る知的財産権の取扱い ⑥ 問合せ先
----------------	---

※斜体部: 仲介事業者のみに求められる事項

募集から契約までの間に取得した提案等の取扱い

- ・ 選考外の用途で応募者に無断で使用等しないこと。
- ・ 知的財産権を契約時に譲渡等させる場合は、募集の際にその旨を明示すること。

（2）契約条件の文書明示

契約条件の文書明示	<p>注文者は、自営型テレワーカーと協議の上、次の事項を明らかにした文書を交付すること（電子メール又はウェブサイト上等の明示でも可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 注文者の氏名又は名称、所在地、連絡先 ② 注文年月日 ③ 仕事の内容 ④ 報酬額・支払期日・支払方法 ⑤ 諸経費の取扱い ⑥ 成果物の納期（役務が提供される期日又は期間） ⑦ 成果物の納品先及び納品方法 ⑧ 検査をする場合は、検査を完了する期日（検収日） ⑨ 契約条件を変更する場合の取扱い ⑩ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い（補償が求められる場合の取扱い等） ⑪ 知的財産権の取扱い ⑫ 自営型テレワーカーが業務上知り得た個人情報及び注文者等に関する情報の取扱い
保存	明示した文書又は電子メール等を3年間保存すること。

(3) 契約条件の適正化

イ 契約条件明示に当たって留意すべき事項

注文者の氏名等	注文者が特定でき、確実に連絡が取れるものであること。
仕事の内容	作業を円滑に進めることができ、誤解が生じることがないように明確に分かるものであること。
報酬額	同一又は類似の仕事をする自営型テレワーカーの報酬、仕事の難易度、納期の長短、自営型テレワーカーの能力等を考慮することにより、自営型テレワーカーの適正な利益の確保が可能となるように決定すること。
支払期日	注文者が成果物についての検査をするかどうかを問わず、成果物を受け取った日又は役務の提供を受けた日から起算して30日以内とし、長くて60日以内とすること。
支払方法	仲介事業者等の注文者以外の者が支払代行を行う場合には、契約条件の明示の際に、併せて明示すること。
諸経費	通信費、送料等仕事に係る経費において、注文者が負担する経費がある場合には、あらかじめその範囲を明確にしておくこと。
納期	作業時間が長時間に及び健康を害することがないように設定すること。その際、通常の労働者の1日の所定労働時間の上限（8時間）も作業時間の上限の目安とすること。
納品先	報酬の支払期日は納品日から一定日数以内とされる場合も多いため、確実な納品のために納品先を明確にしておくこと。
契約条件の変更	あらかじめ契約変更の取扱いを明らかにしておくこと。変更に当たっては、文書等で明示し合意すること等を明確にしておくこと。
補修	自営型テレワーカーの責任を含め明確にしておくこと。
知的財産権	注文者へ譲渡等させる場合、対価等をあらかじめ明確にしておくこと。注文者である仲介事業者は、発注者に譲渡等をさせる場合、その旨も明確にすること。
個人情報等	個人情報の安全管理に関する事項や機密情報等の取扱いに関する事項をあらかじめ明らかにしておくこと。

ロ 成果物の内容に関する具体的説明

ハ 報酬の支払

- ・ 瑕疵が補修された場合は、報酬を支払う必要があること
- ・ 発注者が仲介事業者に報酬を支払わない場合でも、自営型テレワーカーが瑕疵のない成果物を納品し、役務を提供したときは仲介事業者は報酬を支払うこと

二 契約条件の変更

- ・ 十分協議の上、文書等を交付すること。
- ・ 自営型テレワーカーに不利益が生ずるような変更を強要しないこと
- ・ 仲介事業者は、発注者が契約条件を変更する場合、自営型テレワーカーに不利益が生じないよう発注者と協議することが求められること。

ホ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合の取扱い

- ・ 補修を求めるとや損害賠償を請求する場合の取扱いについて自営型テレワーカーの責任を含めあらかじめ明確にしておくこと。

ヘ 契約解除

- ・ 合意解除の場合、十分協議した上で、報酬を決定すること。
- ・ 自営型テレワーカーに契約違反等がない場合、契約解除により生じた損害の賠償が必要となること。
- ・ 注文者の責に帰すべき事由以外の事由（災害等）で契約が解除される場合に生じた負担は、十分協議することが望ましいこと。

ト 継続的な注文の打切りの場合における事前予告

- ・ 継続的な取引関係にある場合に、注文を打ち切ろうとするときは、速やかに、その旨及び理由を予告すること。

(4) その他

手数料	仲介事業者は、手数料の額、発生条件、徴収時期等をあらかじめ明示してから徴収すること。契約成立時に徴収する場合には、契約締結に際し額等を明示すること。
物品の強制購入等	正当な理由なく自己の指定する物を強制して購入させたり、役務を強制して利用させないこと。
注文者の協力	仕事をする上で必要な打合せに応じる等必要な協力を行うことが望ましいこと。
個人情報等	利用の目的をできる限り特定し、同意を得ずに必要な範囲を超えて取り扱わないこと（仲介事業者も同様）。個人情報の取扱いを委託する場合、自営型テレワーカーに必要な監督を行うこと。
健康確保措置	健康確保のための手法について、情報提供することが望ましいこと。プライバシーの保護に配慮の上相談に応じ、作業の進捗状況に応じた必要な配慮に努めること。
能力開発支援	自営型テレワーカーの能力開発を支援することが望ましいこと。
担当者の明確化	あらかじめ、自営型テレワーカーからの問合せや苦情等に対応する担当者を明らかにすることが望ましいこと。
苦情の自主的解決	自営型テレワーカーと十分協議する等、自主的な解決を図るように努めること。仲介事業者は、相談窓口の明確化など苦情処理体制の整備を行うことが望ましいこと。
その他	下請法が適用される場合は遵守すること。

「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」 概要

趣旨

- 雇用類似の働き方が拡大している状況に鑑み、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において「順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する」と指摘。
 - これを受け、「雇用類似の働き方に関する検討会」（平成30年3月30日報告書公表）において、雇用類似の働き方に関する実態把握・課題整理等を実施。
 - その後、「労働政策審議会労働政策基本部会」において、引き続き、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について議論。同部会報告書（平成30年9月5日労働政策審議会了承）において、「法律、経済学等の専門家による検討に速やかに着手することが必要である」旨指摘。
 - こうした状況を踏まえ、**雇用類似の働き方に係る論点整理等を行い、その保護等の在り方について検討を行うため、法律、経済学等の有識者からなる検討会を開催。**
- ※ あわせて、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、放送に係る制作現場での雇用類似の働き方について、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討することとされている

委員構成

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 芦野 訓和（東洋大学法学部教授） | 川田 琢之（筑波大学ビジネスサイエンス系教授） |
| 阿部 正浩（中央大学経済学部教授） | 桑村 裕美子（東北大学大学院法学研究科准教授） |
| ○荒木 尚志（東京大学大学院法学政治学研究科教授） | 鈴木 俊晴（茨城大学人文社会科学部法律経済学科准教授） |
| 安藤 至大（日本大学経済学部教授） | 土田 和博（早稲田大学法学学術院教授） |
| 小畑 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） | 長谷川 聡（専修大学法学部教授） |
| 鹿野 菜穂子（慶應義塾大学大学院法務研究科教授） | 水町 勇一郎（東京大学社会科学研究所教授） |
| ◎鎌田 耕一（東洋大学名誉教授） | 村田 弘美（リクルートワークス研究所グローバルセンター長） |

※ ◎は座長、○は座長代理

これまでの開催経過

- | | | |
|-------------------|------------------|-------------------|
| ・第1回（平成30年10月19日） | ・第5回（平成31年2月13日） | ・第9回（平成31年4月12日） |
| ・第2回（平成30年12月3日） | ・第6回（平成31年3月1日） | ・第10回（平成31年4月23日） |
| ・第3回（平成30年12月25日） | ・第7回（平成31年3月13日） | ・第11回（令和元年5月21日） |
| ・第4回（平成31年1月22日） | ・第8回（平成31年3月22日） | |

※引き続き、開催予定

論点等説明シート

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	275	529	491	533	
	執行額	133	256	267		
	執行率	48%	48%	54%		

事業についての論点等

(事業の概要)

- 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。
- ・ テレワークに関する企業等からの相談に対応するための相談センターの設置・運営及び訪問コンサルティングの実施。
 - ・ 中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成(時間外労働等改善助成金(テレワークコース))。
 - ・ サテライトオフィスの活用に関する実証を行うモデル事業【平成31年度限り】等

(論点)

- ・ テレワークの効果や必要性の認知度を向上させるため、特定の業種や申請のない地域に対する周知の拡充を図るべきではないか。
- ・ 時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、申請手続の見直しなどが必要ではないか。
- ・ 時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給要件や成果目標が、適切なものとなっているか。

※現状の成果目標(抄)

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
				時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主の割合を60%とする。(30年度までの目標)	助成金の支給対象となった中小企業事業主のうち、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主の割合 (計算式) 対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主数 / 助成金の支給対象事業主数	成果実績	%	92.8	81
			目標値	%	50	50	60	-	-
			達成度	%	185.6	162	148.2	-	-

当初、上記の成果目標としていたが、テレワークの実施の状況に加え、時間外労働の削減等も含めることで、よりワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、下記の成果目標へと変更する。

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
				時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、 ①評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる ②評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする ③年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる 又は 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる の成果目標3項目すべてを達成した事業主の割合を65%以上とする (31年度からの目標)	助成金の支給対象となった中小企業事業主のうち、成果目標3項目をすべて達成した事業主の割合 (計算式) 成果目標3項目をすべて達成した事業主数 / 助成金の支給対象事業主数	成果実績	%	-
			目標値	%	-	-	-	65
			達成度	%	-	-	-	-

※現状の活動指標(抄)

活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
			時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数	活動実績	件	84	79
	当初見込み	件	172	80	80	80	

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0644

平成31年度行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業)			担当部局庁	子ども家庭局			作成責任者	
事業開始年度	平成27年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	保育課			竹林 悟史	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」(厚生労働省発子1017第5号平成30年10月17日付事務次官通知)等				
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>既存の建物を活用した保育所等の設置や、保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等を行うことにより、障害児や病児の受入れをハードの面から側面的に支援するため、次の事業の実施に必要な経費の一部を市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が認めた者に補助する。</p> <p>1. 基本改善事業(改修等) ①保育所等設置促進等事業、②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業 2. 環境改善事業(設備整備等) ①障害児受入促進事業、②分園推進事業、③熱中症対策事業、④安全対策事業、 ⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、⑥緊急一時預かり推進事業、 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業</p> <p>○補助割合 2④の事業 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4 2⑥⑦の事業 国1/2、市町村1/2 それ以外の事業 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3又は国1/3、指定都市・中核市2/3</p>								
実施方法	補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求			
		当初予算	75	1,654	189	660			
		補正予算	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-				
		予備費等	-	-	-				
	計	75	1,654	189	660	0			
	執行額	83	101	55					
執行率(%)	111%	6%	29%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	111%	6%	29%						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	保育対策事業費補助金	660		29年度から30年度の減額理由:29年度に新規追加した事業等の執行状況を踏まえ、30年度の事業実施か所数を見直したことによる減。					
	計	660	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	病児保育事業の推進	病児保育事業の延べ利用児童数	成果実績	万人	64	69	集計中	-	-
			目標値	万人	-	112	131	-	150
			達成度	%	-	61.6	集計中	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	厚生労働省子ども家庭局保育課調べ								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	活動実績	当初見込み							
本事業実施か所数	活動実績		か所	226	242	243	-	-	
	当初見込み		か所	158	257	183	1,180	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	単位当たりコストX/Y X:執行額 Y:実施か所数						百万円	0.4	0.4
	計算式		百万円/ か所数	83/226	101/242	55/243	660/1,180		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること(Ⅶ-1)							
	施策	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること(Ⅶ-1-1)							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標年度
		保育の受け皿の整備量(平成29年度比)						-	年度
		実績値	万人			0.2	集計中	-	
	目標値	万人					-	32	
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
				-					
				-					
				-					
			-						
			-						
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する必要から、既存の建物を活用した保育所等の設置を図るために必要な設備の整備等にかかる費用の一部を補助することで、保育の受け皿を整備し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現する。									
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	30年度	31年度	中間目標	目標最終年度
					年度			年度	年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	30年度	31年度	中間目標	目標最終年度
		年度	年度		年度			年度	
成果実績		-	-	-	-	-	-		
目標値	-	-	-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	障害児の受け入れや病児に対応できる保育サービス提供施設を設置するための環境改善等に必要な経費を補助するものであり、保育に対する多様なニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業等を実施するための改修や設備整備について、国として確実な実施を保障する観点から、地方自治体、民間等に委ねることができない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、子どもを安心して育てることができる体制整備等を目的として実施するものであり、「新しい経済政策パッケージ」における「病児保育の普及等」にも資する事業であるため、優先度の高い事業といえる。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	交付要綱に基づき、国の負担割合が定められており、妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	保育所等の設置促進及び保育環境の改善に必要な経費を補助するものであり、国として妥当な水準を設定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	保育所等が行う環境整備事業に対する都道府県の補助事業に対し、交付要綱に基づき支出している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱に基づき、本事業の実施に必要な経費のみを補助対象としている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	自治体からの交付申請が当初の見込みを下回ったため、自治体のニーズを適切に見込むなどして、改善を図る必要がある。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業の実施については、自治体の取扱いに準拠して行われており、競争入札の実施や見積り比較等、工夫を行っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	各年度において増減はあるものの、事業のニーズのある自治体に所要額を交付しているため、成果目標に見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	事業の実績は概ね横ばいであるが、当初の見込みを下回った年度もあるため、自治体のニーズを適切に見込むなどして、改善を図る必要がある。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業により整備された設備等によって障害児の受け入れや病児保育事業が行われているため、十分に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本事業は、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的として実施するものであり、国民や社会のニーズを反映した優先度の高い事業となっている。平成25～29年度の市区町村における保育拡大量は47.6万人となっており、今後も引き続き保育の受け皿整備を行う必要があることから、今後も本事業の継続が必要であると考え。	
	改善の方向性	保育の受け皿や、障害児を受け入れている保育所の数、病児保育事業(体調不良児対応型)の実施か所数は年々増加しているため、過去の執行状況等を踏まえた適正な規模の予算積算などにより、執行率の改善を図りながら、引き続き待機児童の解消や子どもを安心して育てることができる体制整備に取り組む。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

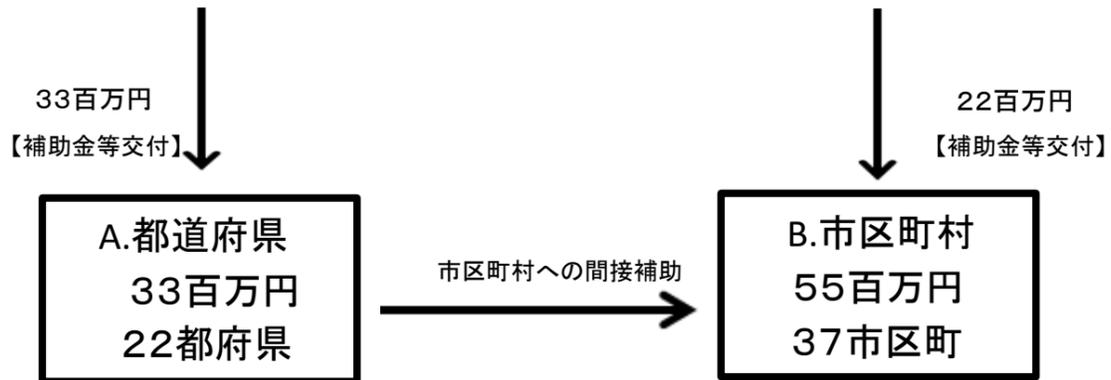
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-
平成26年度	-	平成27年度	新27-0035	平成28年度	646	平成29年度	635
平成30年度	厚生労働省 (0644)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。
 ※金額は交付決定額を記載しているため、執行額と一致しない可能性がある。

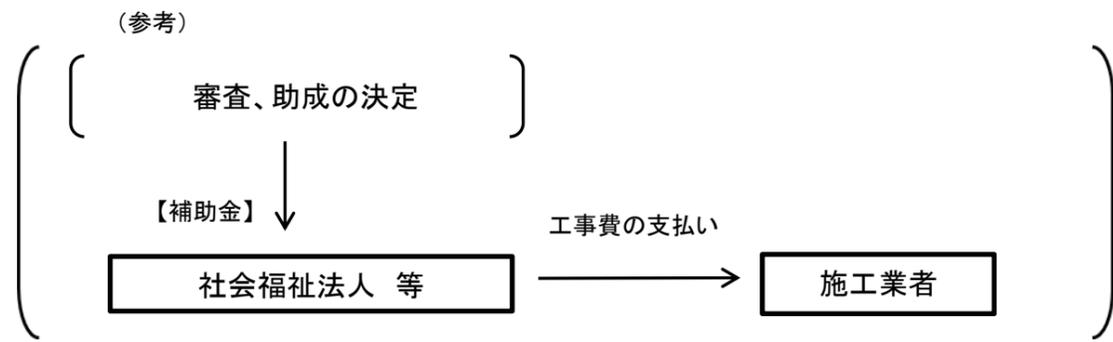
資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

厚生労働省
55百万円

(保育対策総合支援事業費補助金要綱に基づき市町村等が行う事業に要する費用の一部を補助する)



()
 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、障害児を受け入れるために必要な改修、病児保育事業を実施するために必要な設備の整備等に必要措置を講ずること、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う。



費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.大阪府			B.茨木市		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
保育環境改善等事業	保育環境改善等事業を実施する市町村への補助	18	保育環境改善等事業	障害児受入促進事業の実施に必要な改修、備品の購入等	16
計		18	計		16

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪府	4000020270008	保育環境改善等事業の実施	18	補助金等交付	-	--	
2	新潟県	5000020150002	保育環境改善等事業の実施	3	補助金等交付	-	--	
3	山形県	5000020060003	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
4	京都府	2000020260002	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
5	鳥取県	7000020310000	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
6	東京都	8000020130001	保育環境改善等事業の実施	1	補助金等交付	-	--	
7	山口県	2000020350001	保育環境改善等事業の実施	1	補助金等交付	-	--	
8	愛知県	1000020230006	保育環境改善等事業の実施	0.7	補助金等交付	-	--	
8	奈良県	1000020290009	保育環境改善等事業の実施	0.7	補助金等交付	-	--	
8	福岡県	6000020400009	保育環境改善等事業の実施	0.7	補助金等交付	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	茨木市	8000020272116	保育環境改善等事業の実施	16	補助金等交付	-	--	
2	枚方市	8000020272108	保育環境改善等事業の実施	8	補助金等交付	-	--	
3	松江市	3000020322016	保育環境改善等事業の実施	5	補助金等交付	-	--	
4	京都市	2000020261009	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
5	寝屋川市	6000020272159	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
6	山形市	7000020062014	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
7	千葉市	6000020121002	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
8	亀岡市	2000020262064	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
9	倉吉市	8000020312037	保育環境改善等事業の実施	2	補助金等交付	-	--	
10	大阪市	6000020271004	保育環境改善等事業の実施	1	補助金等交付	-	--	
10	神戸市	9000020281000	保育環境改善等事業の実施	1	補助金等交付	-	--	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1									

保育環境改善等事業

保育環境改善等事業

令和元年度予算額：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数（6.6億円）

【趣旨】

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市町村（特別区含む。）、保育所等を経営する者

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

②分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④安全対策事業

保育所等において、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥緊急一時預かり推進事業

緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

【補助基準額】 1. 基本改善事業

1 事業当たり 7,200千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤） 1 事業当たり 1,029千円、（④） 1 施設当たり 500千円以内

（⑥、⑦） 1 施設当たり 32,000千円

【補助割合】

2 ④の事業 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4 2 ⑥⑦の事業 国1/2、市町村1/2

それ以外の事業 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 又は 国1/3、指定都市・中核市2/3

病児保育事業(体調不良児対応型)について

概要

病児保育事業(体調不良児対応型)とは、保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かることで、保護者が仕事を休まなくとも引き続き保育ができるようにするものであり、保護者のニーズが非常に高い。

病児保育事業全体の政府目標は、当時(2014年度)の延べ利用児童数約57万人から2019年度までの5年間で、約3倍の約150万人(体調不良時児対応型はその内数)。

病児保育事業の充実

病児保育事業は、感染症の流行や、病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きく、経営上の問題から事業に取り組みにくいとの指摘があった。

そのため、平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行時に、消費税財源を活用して、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合の加算を設け、利用児童数に影響されない、運営費の基本となる基準単価を拡充。

更に、平成30年度より、以下の制度の充実を行っている。

- ① 基準単価について、より一層事業の安定につながるよう、補助の仕組みを見直した上で、
- ② 利用児童数に応じた加算について、2千人となっていた上限を見直し、2千人を超えて利用した場合においても、利用児童数に応じた加算を行う

事業実施に当たっての支援

病児保育事業(体調不良児対応型)の実施のためには、他の健康な児童が感染しないよう、保育所等の中で、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けるなどのハード面での整備と、看護師等を1名以上配置するといったソフト面での整備が必要となる。

ハード面の整備については、病児保育事業の4類型(①病児対応型、②病後児対応型、③体調不良児対応型、④非施設型(訪問型))のうち、①及び②については、病院、診療所など保育所以外で実施される場合が多く、運営費と同じ「病児保育事業」の枠組みで、施設整備費の国庫補助が設けられている。(④は児童の居宅で行われるため、改修等は不要)

一方、③体調不良児対応型については、保育所等を建てる際に、専用室を設けたり、室数に余裕を持たせている場合には、看護師等の追加配置により特段の改修等を行うことなく事業実施が可能であるが、室数に余裕を持たせていない場合などには、ハード面での整備(改修)が必要となるため、保育環境改善等事業の中で補助を行っている。

論点と見直しの方向性について

論点

- 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施可能な保育所の拡大を図るため、例えば、実施要綱の見直し、事業者や利用者のニーズを踏まえた改善について検討が必要ではないか。

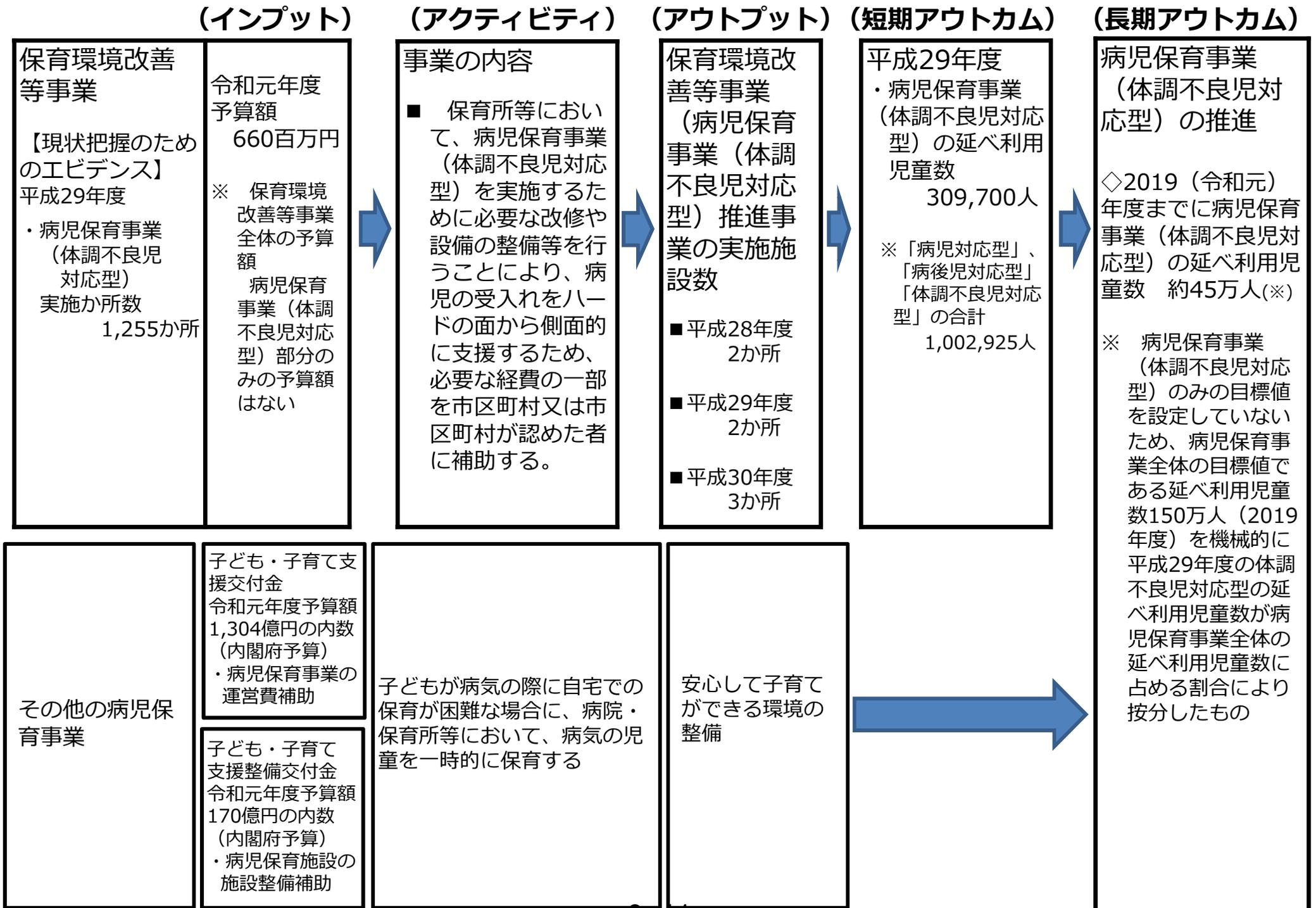
現状と今後の見通し

- 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施か所数は、平成27年度の819か所から平成29年度の1,255か所と順調に増加しているが、本事業の活用例を広く周知することにより、実施か所数の更なる増加が見込まれる。
- 一方で、病児保育事業（体調不良児対応型）は、保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かる事業であり、保育所等を創設する際に合わせて設備等を整備している場合があるため、本事業の活用を必要としない場合もあるが、病児保育事業（体調不良児対応型）の促進のためには、引き続き執行状況を踏まえて予算計上していく必要がある。

見直しの方向性

- 各地方自治体に対し、本事業の活用例を広く周知し、事業実施を促進するとともに、執行実績に合わせた予算積算の見直しにより、執行率の改善を図る。

保育環境改善等事業（病児保育事業（体調不良児対応型）部分）のロジックモデル



(参考資料)

病児保育事業

令和元年度予算額：子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）1,304億円の内数

1. 事業概要

<目的>

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和元年度補助単価(病児対応型1か所当たり年額)>

基本分単価：5,007,000円

加算分単価：522,000円～41,001,000円（※1）

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

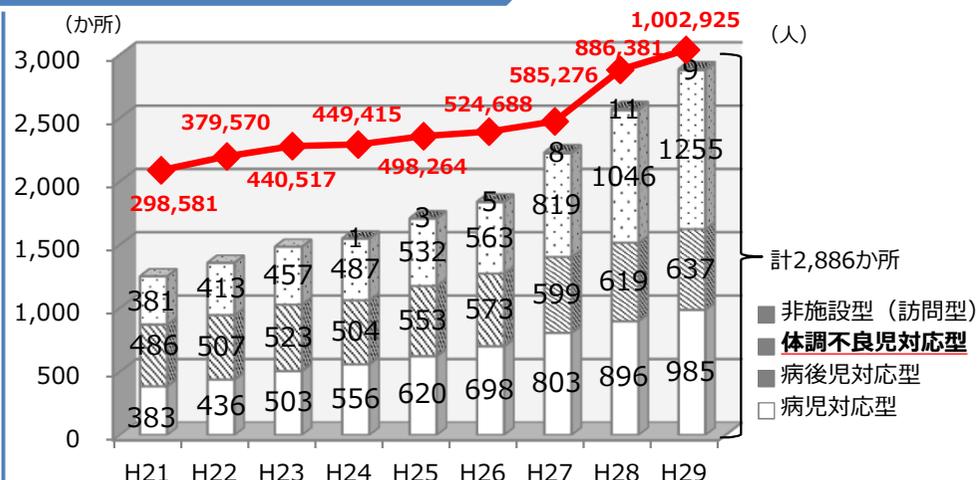
送迎経費：3,634,000円

開設準備経費（※2）：
改修費等 4,000,000円
礼金及び賃借料 600,000円

※1 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

※2 病児対応型及び病後児対応型のみ対象

2. 実施か所数及び延べ利用児童数

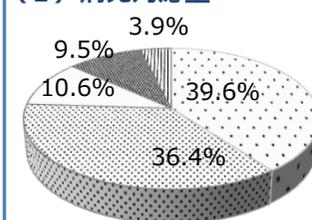


※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

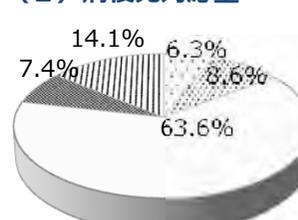
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

3. 実施場所

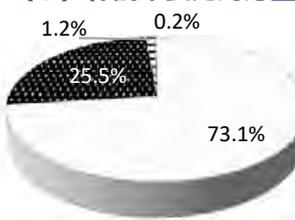
(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



(3) 体調不良児対応型



診療所

病院

保育所

単独施設

その他

保育所

認定こども園

小規模保育事業所

その他

病児保育事業実施要綱(抜粋)

4 事業類型

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

5 対象児童

(3) 体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童(以下「体調不良児」という。)

6 実施要件

(3) 体調不良児対応型

① 実施場所

保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

② 職員の配置

看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2人程度とすること。

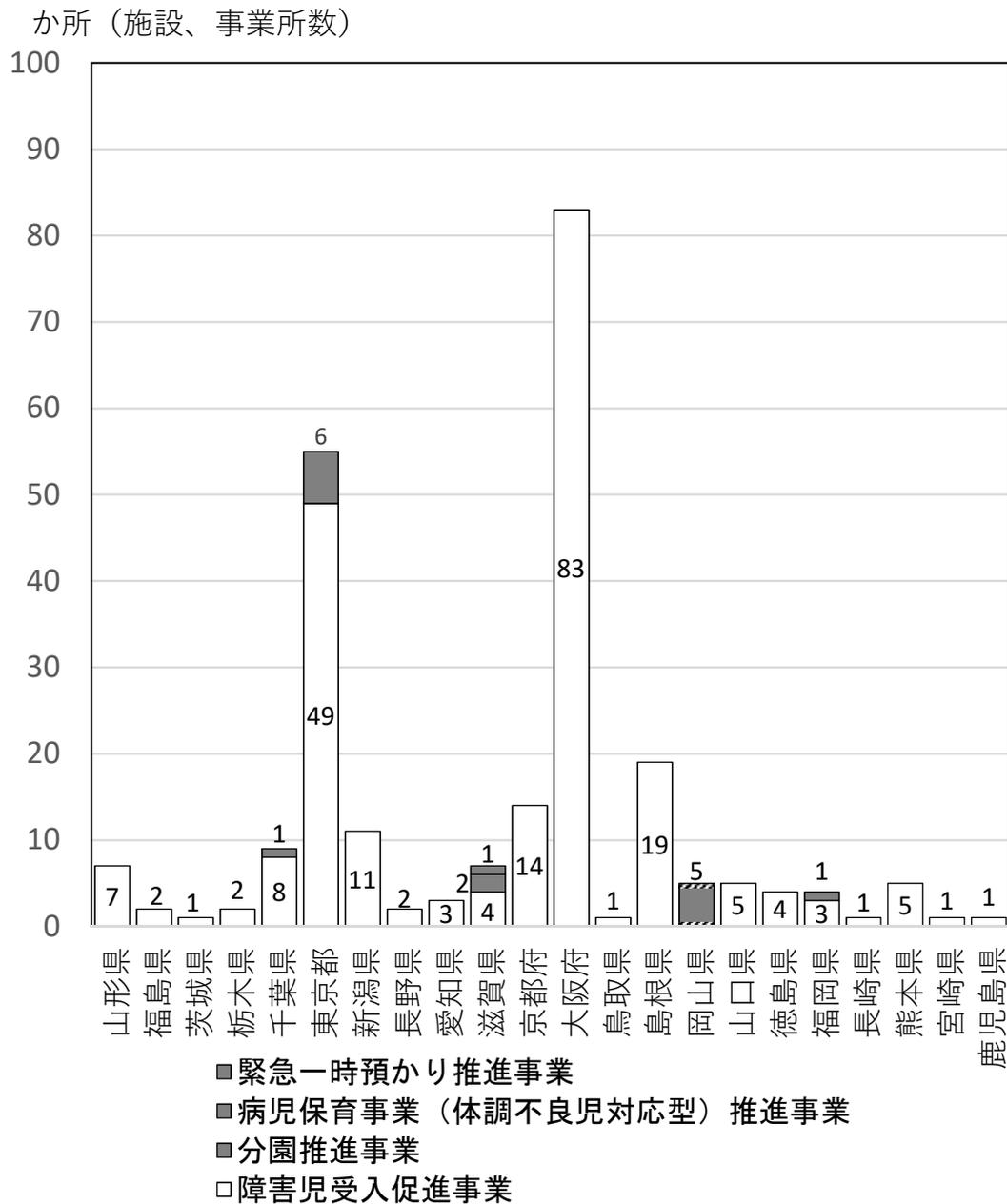
8 留意事項

(2) 感染の防止

③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。

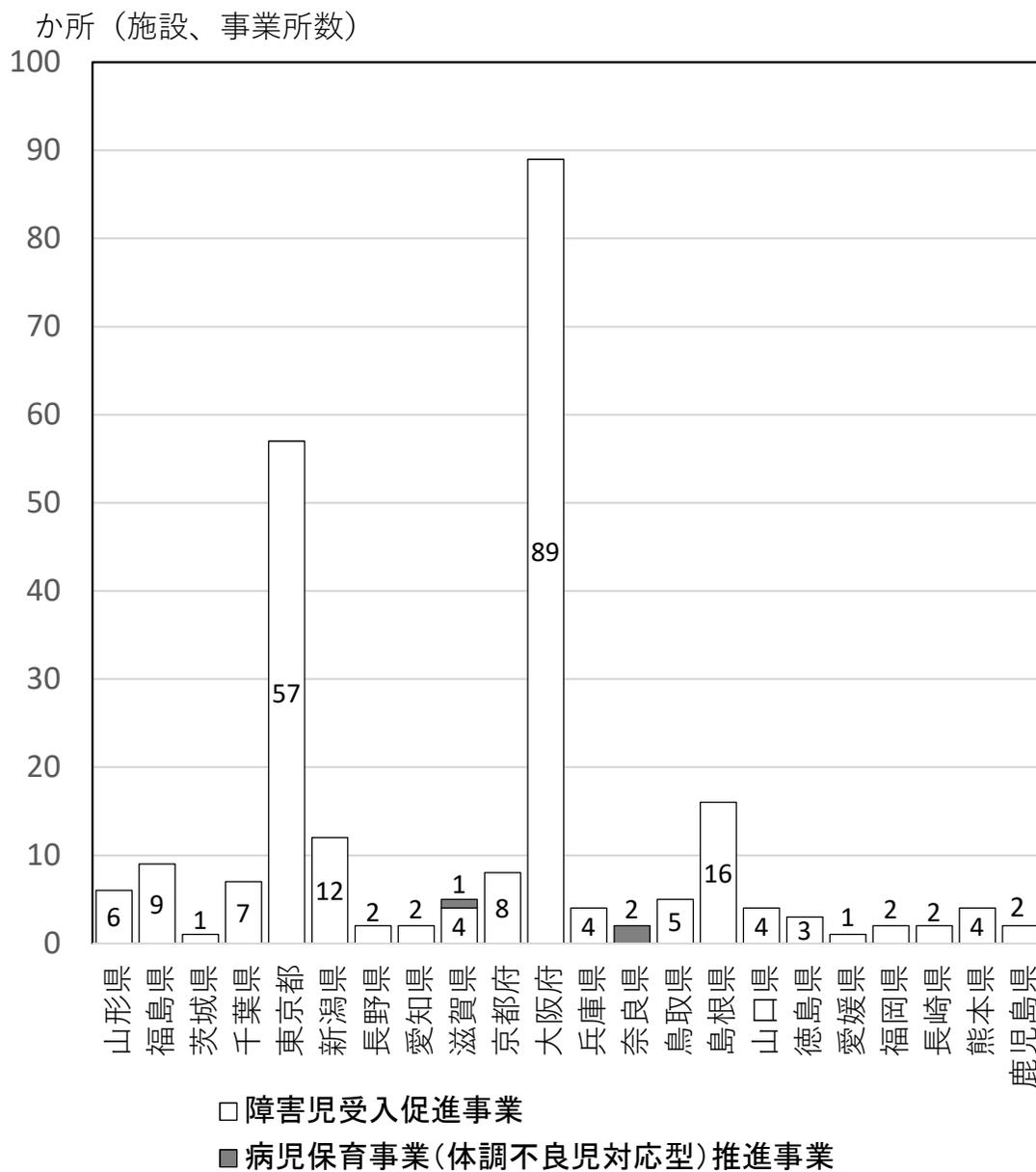
保育環境改善等事業 実施状況

平成29年度



事業実施か所数合計（施設、事業所数）：242か所

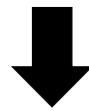
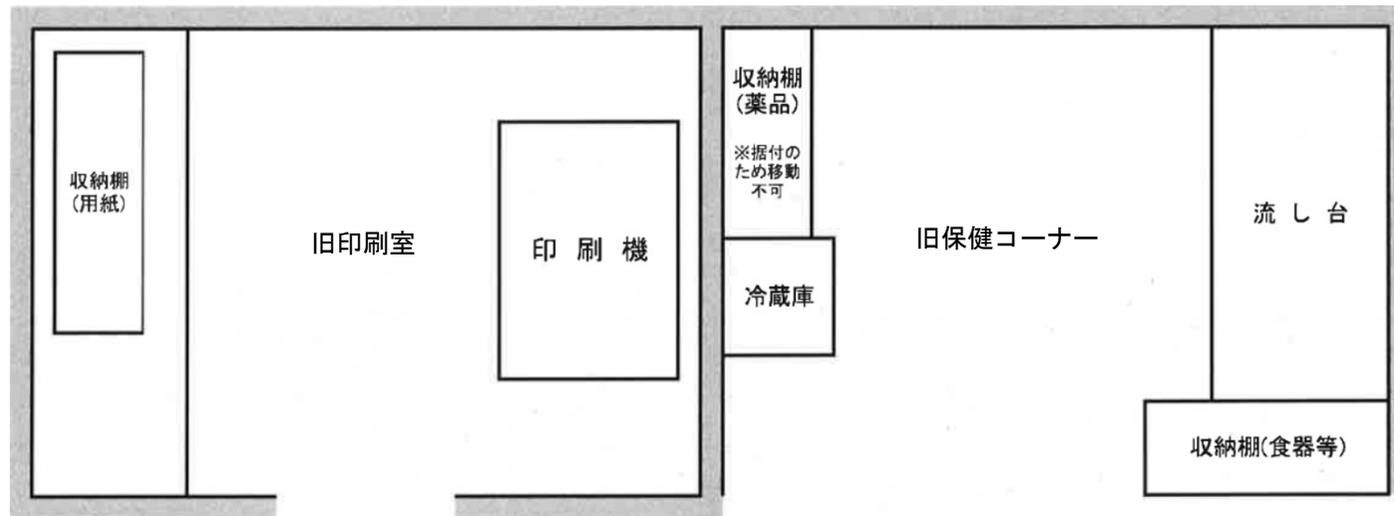
平成30年度



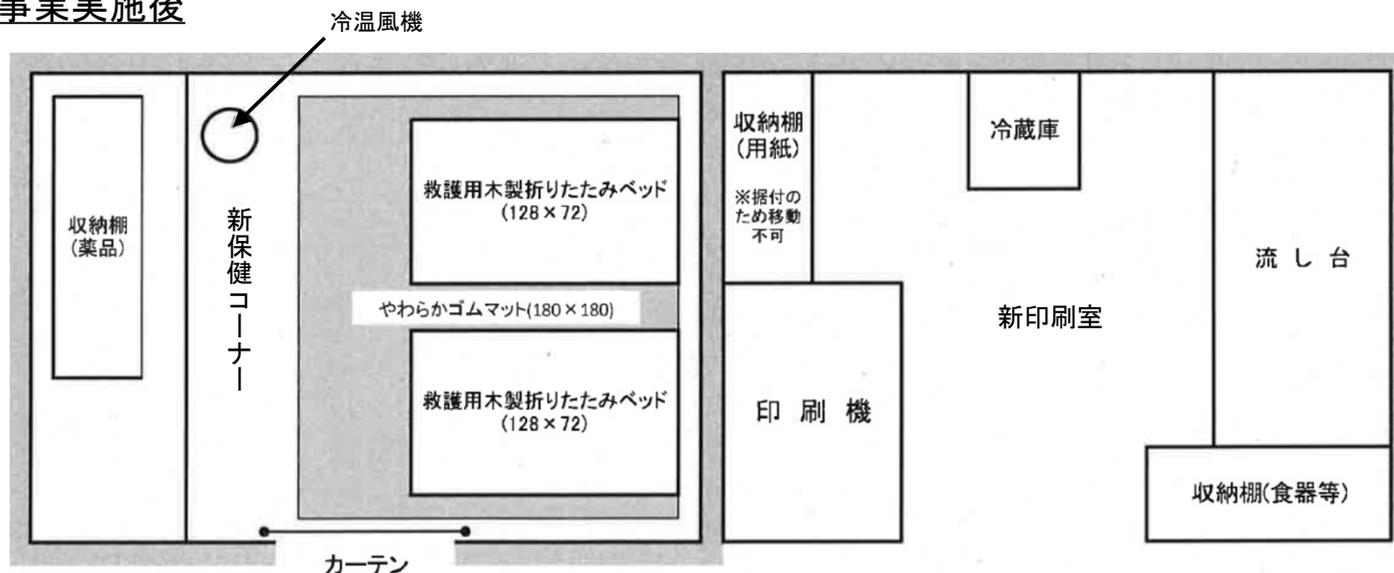
事業実施か所数合計（施設、事業所数）：243か所

<取組事例> 滋賀県米原市 環境改善事業（病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業）

事業実施前



事業実施後



<<課題>>

- 1 保健コーナーが手狭であり、病児保育事業実施要綱で規定されている看護師1人でみられる園児2人が安静に過ごすに当たって、ベッド2台を置けるスペースがない。
- 2 流し台を併設していることから職員の往来が多く、感染症の予防対策が困難である。

<<対応>>

旧保健コーナーに隣接している旧印刷室を新保健コーナーとして環境整備する。

<<整備内容>>

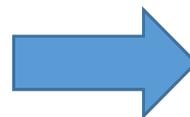
- 1 旧保健コーナー内の冷蔵庫を室内で移動させ、旧印刷室内の印刷機を新印刷室内に移設する。
- 2 現在、園には救護用折りたたみベッドが1台あるため、追加で1台購入し、新保健コーナー内に設置する。ふとん類は1組あるが、古いため、2組分を用意する。
- 3 旧印刷室内に敷いてあるフロアマットは、園児がおう吐した場合に衛生面で課題があるため、拭き取りが可能なマットを購入して新保健コーナー内に設置する。
- 4 旧保健コーナーで薬品保管用に使用していた収納棚は壁に据付られており、移設ができないため、新たに引違戸の収納棚を購入し、新保健コーナー内に設置する。
- 5 新保健コーナーの入口にカーテンを新たに設置し、感染予防対策とする。（室内には既設で換気扇あり）
- 6 新保健コーナー内に冷暖房及び空気清浄機能付きの冷温風機を新たに設置する。

1 カーテン設置の様子

【改修前】



【改修後】



2 購入備品

＜冷温風機＞



＜折りたたみベッド＞



＜収納棚＞



<参考事例> 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

はしまぐんぎなんちょう 岐阜県羽島郡岐南町 岐南さくら保育園



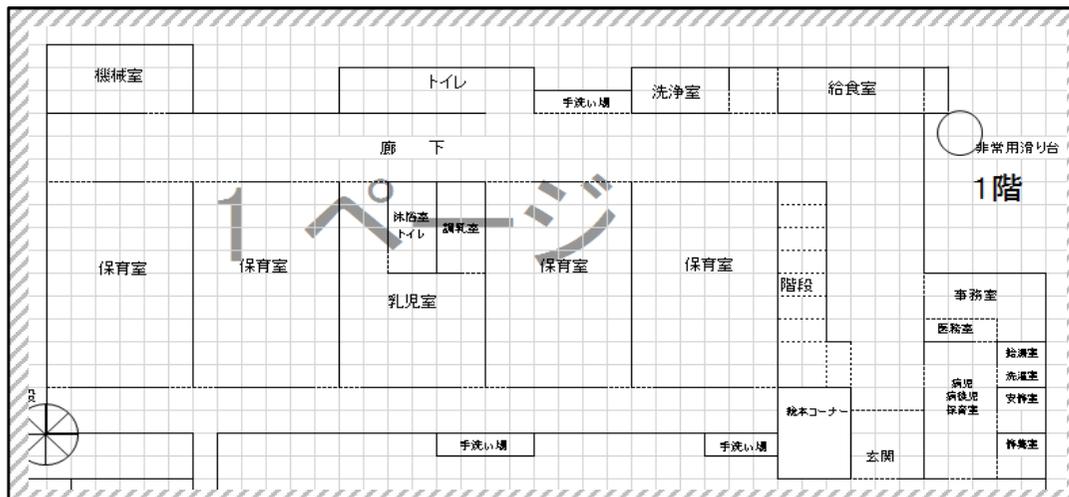
- 民間保育園（未満児専門保育園）内に設置
- 自園調理で、体調に合わせた食事を提供することができる
- 役場と連携した広報活動の実施

1. 事業所の概要

<所在地の特徴等>

岐南町は、県境に位置し、国道が東西・南北に流通している。そのため、愛知県への仕事や通学に便利であり、災害被害の心配も少なく、安心して子どもを育てる環境に恵まれていることから若者世代の流入も多く子育て世代が多く居住している。人口25,280人（H29年4月1日現在）。核家族・ひとり親世帯も多く、幼児期を中心に病児・病後児保育利用者が多い。

<事業所の間取り>



<基礎情報>

(平成29年4月1日時点)

実施場所	保育所
開所日及び開所時間	週5日（月～金曜日） 9:00～16:00 （要相談18:00まで）
利用定員	3人
年間延べ利用児童数	226人（平成28年度）
事業従事者	3人
	うち保育士 2人（常勤2人）
	うち看護師 1人（常勤1人）
	うちその他 -
1日当たりの利用料	3,000円 1,500円/半日
収入合計	5,560千円
支出合計	7,067千円

2. 取組内容

1 民間保育園（未満児専門保育園）内に設置

岐南さくら保育園内の隔離された場所に設置。保護者の就労等による家庭内保育が行えない0～2歳の脆弱な子ども達の利用が多い。
日常接することがある保育士・看護師の下で、病児保育にあたるので、不安になることが少なく、穏やかに過ごすことができる。



<取組効果>

前日に体調不良で早退した際に、病児利用申請書・医師連絡票を持ち帰り予約していくことが出来、保護者の負担が減り、安心も得られる。

2 自園調理で、体調に合わせた食事を提供することができる

栄養士が献立を立てており、医師の診断や保護者の要望に配慮しながら、利用児の体調に合わせて粥や軟飯、野菜煮等、刺激の少ない食事を提供することができる。（離乳期のお子さんであっても、離乳食対応を行っている。）また、小麦や卵などを始めとする食物アレルギー児にも細心の注意をしながら、食事も準備することができ、様々なケースの対応が可能である。



<取組効果>

気軽に食事の相談ができ、保護者が子どもを預けられやすい。

3 役場と連携した広報活動の実施

毎年秋の新年度入園申請要綱資料の中に、病児保育の利用について掲載、また町のホームページに利用方法など掲載している。



<取組効果>

病児・病後児の利用登録者・利用者が増加傾向にある。

3. 今後の課題

- ・ 病気により、流行期には3名以上の希望が多く、お断りしなければならない状況がある。ワークライフバランスの更なる充実（子どもが病気の場合、仕事を休むことができる環境整備）が課題である。
- ・ 前日に予約をされ、受け入れ体制を整えるが、当日、子どもの体調が回復しキャンセルになる事が多々ある。
- ・ 働くお母さんが多いため、早朝や延長の病児保育を希望されることが多い。緊急の場合もあり、やむを得ないが、職員の勤務体制が課題である。

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付
を行う事業
- ・多様な事業者の参入促
進・能力活用事業

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企
業主導型の多様な就労形態に
対応した保育サービスの拡大
を支援(整備費、運営費の助
成)
- ・企業主導型ベビーシッ
ター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多
様な働き方をしている労働者
が、低廉な価格でベビーシッ
ター派遣サービスを利用できる
よう支援

保育所の分園方式

目 的

保育所分園は、児童福祉法の規定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

具体的内容

1. 定 員

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。

2. 職 員

最低基準を満たしかつ2人以上の必要な保育士を配置。

3. 管理・運営

児童の処遇や保護者等との連絡体制等を十分確保して、さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している場合にあっては夜間保育を行うことができる。また、公立保育所の分園にあっては他の主体に委託することができる。

4. 構造及び設備

保育所に関する児童福祉施設最低基準によることを基本とする。

ただし、設備の基準については調理室は設けないことができるとともに、必要な医薬品を備えていれば医務室を設けないことができる。

また、分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育に必要な設備、備品を備えていること。

障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

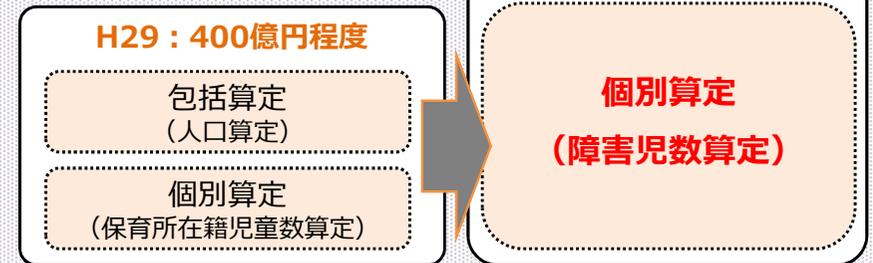
2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

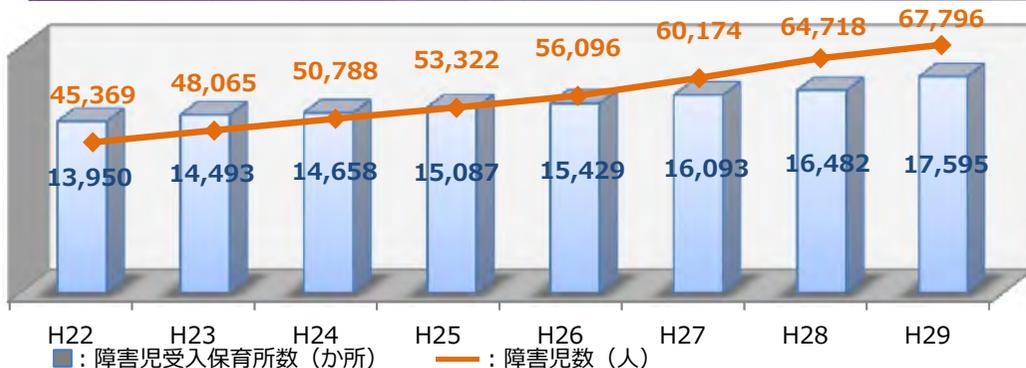
人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				■
	中度				■
	軽度	■	■	■	■
物件費		■	■	■	■

<H30改善点>



2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (H30.3.31時点)

単位：人

合計	障害児保育担当職員数	
	常勤職員	非常勤職員
35,010	21,588	13,422

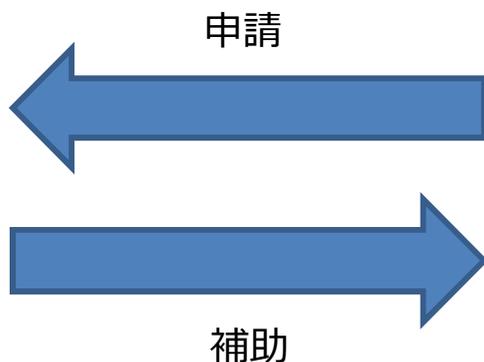
- ※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
- ※障害児数には、軽度障害児を含む
- ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
- ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

環境改善事業（安全対策事業）の概要

【事業概要】

0～1歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

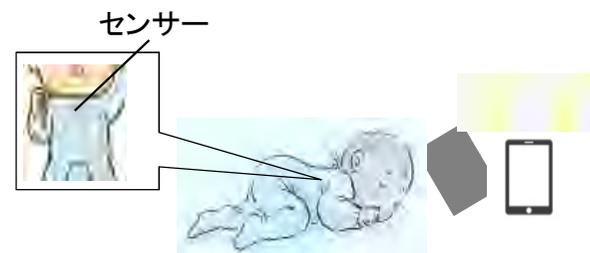
【事業イメージ】



機器の購入（例）

<午睡チェック>

午睡中の体動や体の向きを自動検知し、睡眠時のチェック表に自動で記録するなど、事務負担等を軽減する機能を備えるICT機器
→保育士等が乳幼児の睡眠中の呼吸点検や見守りに専念することができる。



一時預かり事業

令和元年度予算額：子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）1,304億円の内数

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

平成31年度補助単価（一般型基本分）：1か所あたり年額1,600千円～10,223千円

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

また、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（H28.4.7雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策を実施する市町村に限り、保育所等を利用していない児童を対象として、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的な預かりを実施する「緊急一時預かり」を行う。

(2) 余裕活用品型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

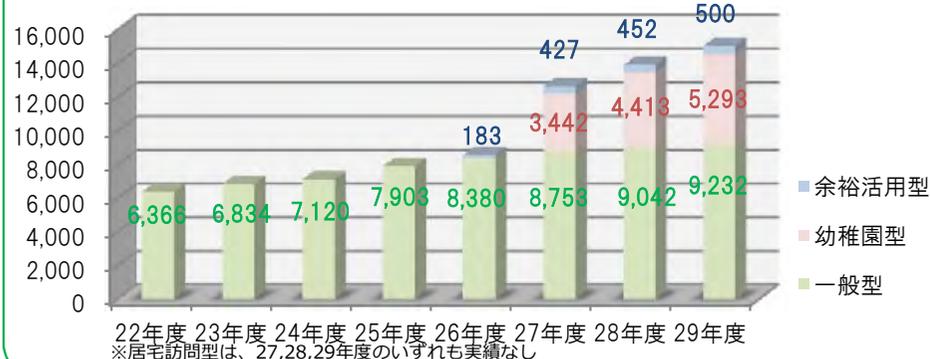
幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

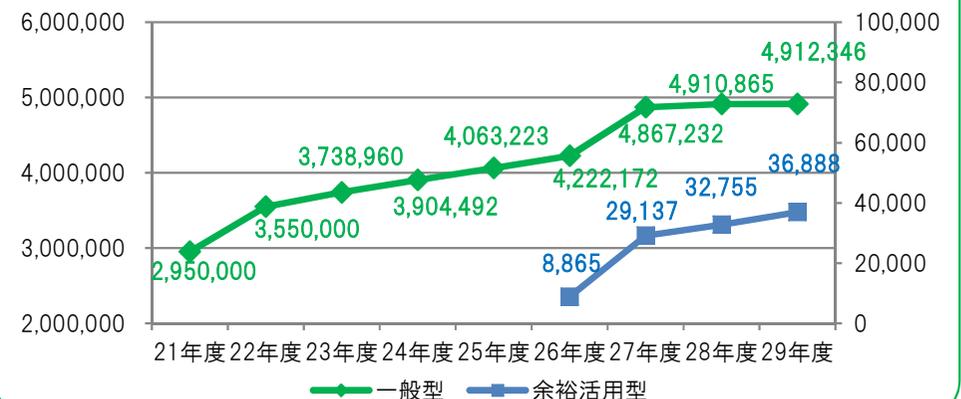
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



論点等説明シート

事業名 保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業)

予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	75	1,654	189	660	
	執行額	83	101	55		
	執行率	111%	6%	29%		

事業についての論点等

(事業の概要)

保育所等において、病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な改修や設備の整備等を行うことにより、病児の受入れをハードの面から側面的に支援するため、必要な経費の一部を市区町村又は市区町村が認めた者に補助する。

- 【実施主体】 市町村
- 【創設年度】 平成27年度
- 【補助率】 1/2、1/3

【参考】

	H28	H29	H30
保育所等の利用定員	2,604,210	2,703,355	2,800,579
保育所等の利用児童数	2,458,607	2,546,669	2,614,405
保育所等の箇所数	30,859	32,793	34,763
病児保育(体調不良児対応型)の実施箇所数	1,046	1,255	-
病児保育(体調不良児対応型)の延べ利用児童数	245,822	309,700	-
少子化社会対策大綱(平成27年3月20日決定)における病児保育の目標:延べ利用児童150万人(H31)			

※ 保育所等とは、保育所以外にも認定こども園や地域型保育事業が含まれている。

(論点)

病児保育の実施可能な保育所の拡大を図るため、例えば、実施要綱の見直し、事業者や利用者のニーズを踏まえた改善について検討が必要ではないか。

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0810

平成31年度行政事業レビューシート (厚生労働省)											
事業名	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業			担当部局	老健局			作成責任者			
事業開始年度	平成12年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	介護保険計画課			介護保険計画課長 橋本 敬史			
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について						
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担額の軽減を支援することにより、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図る。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	社会福祉法人が法人の持ち出しにより低所得者に対し介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行った場合等に、当該費用の一部について補助を行う。 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4										
実施方法	補助										
予算額・執行額 (単位：百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算の状況	当初予算	506	506	506	656					
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		506	506	506	656	0				
	執行額		613	643	650						
執行率(%)		121%	127%	128%							
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		121%	127%	128%							
平成31・32年度 予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	介護保険事業費補助金		656								
	計		656	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度	
	全保険者において実施することを目標		社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減制度事業を実施する保険者数		成果実績	保険者数	1,168	1,146	精査中	-	-
					目標値	保険者数	1,579	1,579	1,571	-	1,571
		達成度	%	74	73	精査中	-	-			
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	老健局介護保険計画課調べ										
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業の軽減対象者数				活動実績	件	44,035	46,186	精査中	-	
					当初見込み	件	49,576	49,576	49,576	56,738	
単位当たり コスト	算出根拠				単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業の執行額」/ 「軽減対象者数」				単位当たり コスト	千円	14	14	精査中	11	
				計算式	/	596百万円/44,035	626百万円/46,186	精査中	630百万円/56,738		

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	基本目標XI 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること									
	施策	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標X-1-4)									
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
			実績値	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
		定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標年度		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を支援することにより、低所得であっても必要な介護サービスを利用しながら安心して生活し、要介護高齢者等の自立の推進が図られる。										
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項目			評価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	本事業は低所得者に対する軽減制度を行っており、それらはきわめて重要でニーズがあり、国費を投入する必要がある						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本事業は市町村が行う事業を補助する事業であり、国が実施すべき事業である。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	本事業では低所得者に対する軽減制度を行っており、きわめて重要で優先度が高い事業である。						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-							
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			無							
	競争性のない随意契約となったものはないか。			無							
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-							
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	低所得者が介護サービスを受ける際の利用者負担額を減らすためのものであり、妥当である。						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-							
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	交付要綱にて、各事業ごとに対象経費が定められている。						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			○	成果目標において、達成目標に向けて全国課長会議等を通じて事業実施の働きかけを要請している。						
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-							
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	ほぼ見込みに近い活動実績となっている。						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-							
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-							
	所管府省名	事業番号	事業名								

点検・改善結果	点検結果	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度事業について、29年度の実施保険者数は微減したが、成果実績の保険者数は補助金の交付実績数であり、補助金の交付を問わない実施体制の整備状況は95%(平成29年4月1日時点)である。
	改善の方向性	本事業は社会福祉事業の実施を任務としている社会福祉法人が低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から利用者負担軽減を促進することを目的とし、その趣旨を踏まえると、すべての地域において低所得者が介護保険サービスを利用できるよう体制を整備することは重要であり、本事業の必要性は明確である。今後も施策のさらなる推進を図ることとする。

外部有識者の所見

--

行政事業レビュー推進チームの所見

--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--

備考

--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	539	平成23年度	491	平成24年度	435	平成25年度	822
平成26年度	823	平成27年度	834	平成28年度	802	平成29年度	802
平成30年度	厚生労働省 (0798)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

○負担割合

- 国・・・50%
- 都道府県・・・25%
- 市町村・・・25%

厚生労働省
650百万円(交付決定額)

↓
【補助金等交付】

市町村
650百万円

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等

	A.札幌市			B.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	補助金	社会福祉法人等により生計困難者に対する 利用者負担額軽減制度事業等	28			
		計		28	計	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	札幌市	9000020011002	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	28	補助金等交付	-	--	
2	静岡市	8000020221007	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	20	補助金等交付	-	--	
3	浜松市	3000020221309	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	18	補助金等交付	-	--	
4	釧路市	7000020012068	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	17	補助金等交付	-	--	
5	大阪市	6000020271004	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	15	補助金等交付	-	--	
6	横浜市	4000020024066	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	14	補助金等交付	-	--	
7	帯広市	7000020012076	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	14	補助金等交付	-	--	
8	京丹後市	4000020262129	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	9	補助金等交付	-	--	
9	松江市	3000020322016	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	9	補助金等交付	-	--	
10	那覇市	3000020472018	社会福祉法人等により生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等	8	補助金等交付	-	--	

低所得者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額の軽減制度事業

令和元年度 行政事業レビュー公開プロセス資料

事業概要

【事業概要】

介護保険制度導入時、措置制度に比べ低所得者の利用者負担が増加するなど、様々な意見・要望等があり、制度上の利用者負担の軽減策と併せて、重層的に支援する仕組みとして低所得者への軽減措置を講じる。

【事業内容】

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者が、介護保険制度の適用を受けた場合に、利用者負担が生じることの激変緩和を図るため、当該利用者負担額を全額免除する。

(2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考え方の下で、低所得者等の介護保険サービス利用を促進するため、法人の持ち出しにより低所得者について利用者負担の軽減を行うこととし、持ち出し費用の一部を公費により助成する。

(3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

離島等地域においては、訪問系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額する。

○ 通常10%の利用者負担を9%に軽減

(4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

中山間地域等においては、訪問系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に10%相当の加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。このため、中山間地域等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額する。

○ 通常10%の利用者負担を9%に軽減

【実施主体】 市町村

【補助割合】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(1)事業目的

- 介護保険制度導入時、それまでの措置制度に比して、低所得者の利用者負担が増加するケースが想定されたため、様々な低所得者対策が実施された。
- 本事業は、その一つの取組として、社会福祉事業を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考えの下、介護保険制度における低所得者施策を補足すべく、法人の持ち出しにより利用者負担の軽減を行うこととし、その一部を公費により助成しているもの。

(2)事業実施主体及び実施方法

① 事業実施主体
市町村

② 実施方法

市町村は、当該市町村内の社会福祉法人等が自らの持ち出しにより生計困難者の利用者負担の軽減を行う場合、申し出を受け、その費用の一部を助成する。
(市町村1/4、都道府県1/4、国1/2)

(3) 軽減の対象者

- 住民税非課税であって、次の要件をすべて満たす者のうち、生計が困難な者として市町村が認める者
 - ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(4) 軽減の対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス
※ 介護予防サービスがある場合も含む。

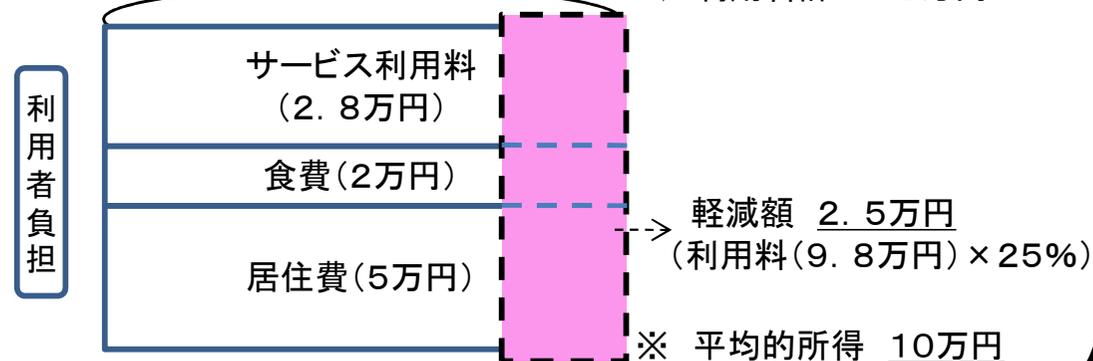
(5) 軽減の割合

利用者負担の1/4

(老齢福祉年金受給者は1/2)

※ イメージ 特養入所の方(ユニット型個室:所得第3段階)

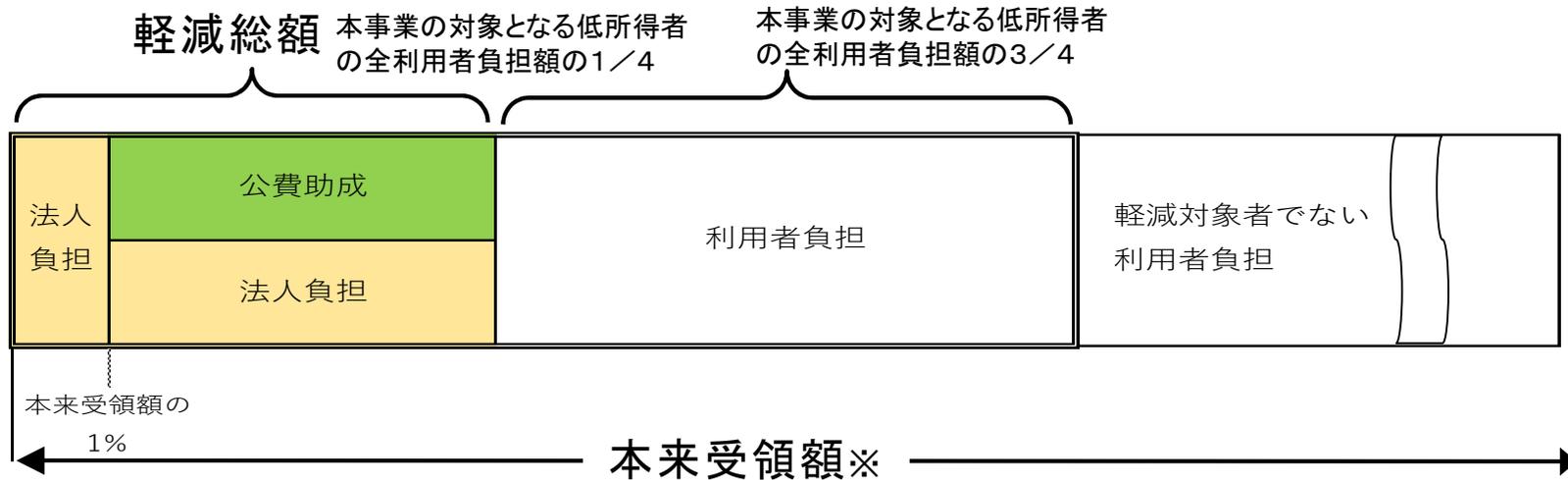
利用料計:9.8万円 → 利用料計:7.3万円



(6) 公費負担

- 事業主体の負担を基に助成を実施(国1/2、市町村・都道府県1/4ずつ)
- 軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費及び宿泊費の合計額)の1%までは、法人が全額を負担
- 1%を超える部分について、1/2を公費により助成
- 特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成

◆ 特養以外



◆ 特養



※ 軽減対象でない者も含めた全利用者の1割負担、食費、居住費の合計額

(7)実施状況

都道府県	事業を実施する保険者(市町村)数			軽減対象者数(人)			執行額(千円)		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
合計	1,140 (1,219)	1,168 (1,253)	1,146 (1,230)	44,494	44,035	46,186	591,398	595,542	625,988
1 北海道	126 (126)	137 (137)	138 (138)	7,925	8,139	8,565	118,091	122,638	126,838
2 青森県	26 (26)	26 (26)	29 (29)	687	748	694	11,225	11,532	12,840
3 岩手県	25 (28)	23 (26)	25 (27)	1,357	1,096	1,210	20,456	18,592	20,638
4 宮城県	26 (26)	27 (27)	28 (28)	929	860	858	10,817	12,886	17,198
5 秋田県	9 (9)	9 (9)	9 (9)	123	104	99	2,036	1,252	1,230
6 山形県	22 (22)	21 (21)	21 (21)	790	854	835	9,934	11,096	11,835
7 福島県	33 (33)	35 (35)	36 (36)	867	819	856	11,803	10,798	11,950
8 茨城県	13 (14)	15 (15)	12 (12)	188	184	321	1,977	1,944	2,176
9 栃木県	9 (18)	20 (20)	19 (19)	276	254	284	4,001	4,227	4,664
10 群馬県	21 (21)	20 (20)	19 (19)	264	240	256	3,198	3,058	2,598
11 埼玉県	21 (21)	23 (23)	24 (24)	260	247	289	5,413	4,476	4,308
12 千葉県	17 (17)	16 (16)	15 (16)	230	119	149	1,062	1,104	1,219
13 東京都	42 (42)	46 (46)	47 (47)	1,709	2,270	2,595	9,674	11,295	19,130
14 神奈川県	27 (27)	27 (27)	28 (28)	2,809	2,331	2,673	13,476	11,328	11,637
15 新潟県	28 (28)	28 (28)	28 (28)	2,292	2,316	2,410	20,223	18,082	19,076
16 富山県	6 (6)	6 (6)	6 (6)	74	71	74	436	450	420
17 石川県	13 (13)	14 (14)	12 (12)	150	120	126	1,342	1,126	1,096
18 福井県	12 (12)	11 (11)	10 (10)	116	130	137	794	776	917
19 山梨県	26 (26)	26 (26)	26 (26)	1,020	1,041	1,052	15,454	15,127	15,159
20 長野県	47 (61)	48 (62)	44 (58)	1,708	1,544	1,199	13,388	13,773	13,966
21 岐阜県	16 (18)	16 (18)	17 (21)	222	234	272	2,592	2,357	2,319
22 静岡県	32 (32)	32 (32)	31 (31)	2,916	2,694	2,848	66,052	66,435	62,109
23 愛知県	39 (42)	38 (41)	38 (41)	1,182	1,134	1,167	14,256	12,346	11,405
24 三重県	22 (26)	22 (26)	22 (26)	196	173	208	2,813	2,906	2,822
25 滋賀県	19 (19)	17 (17)	17 (17)	737	770	772	11,096	8,194	7,763
26 京都府	21 (21)	24 (24)	25 (25)	1,601	1,688	1,921	26,961	23,963	27,302
27 大阪府	41 (41)	36 (38)	35 (35)	2,297	2,501	2,624	30,034	28,508	31,060
28 兵庫県	28 (28)	37 (37)	25 (25)	1,883	1,640	1,946	9,041	11,340	10,089
29 奈良県	12 (12)	16 (16)	18 (18)	54	83	72	266	266	528
30 和歌山県	27 (27)	28 (28)	26 (26)	531	484	485	9,512	7,846	7,658
31 鳥取県	15 (17)	16 (18)	16 (18)	411	438	470	8,654	9,539	11,685
32 島根県	15 (19)	15 (19)	14 (18)	934	897	836	12,295	12,144	12,351
33 岡山県	12 (12)	14 (14)	15 (15)	227	243	263	3,620	3,601	4,423
34 広島県	21 (21)	21 (21)	20 (20)	721	661	598	7,175	6,477	6,458
35 山口県	17 (17)	16 (16)	13 (13)	721	636	675	10,146	9,268	8,729
36 徳島県	24 (24)	24 (24)	24 (24)	539	578	516	9,157	9,553	8,468
37 香川県	12 (12)	11 (11)	10 (10)	234	206	140	3,309	2,440	2,108
38 愛媛県	15 (15)	17 (17)	17 (17)	252	275	320	3,655	5,129	5,486
39 高知県	25 (25)	24 (24)	22 (22)	543	517	537	9,698	9,339	9,434
40 福岡県	28 (47)	15 (47)	14 (46)	1,004	1,004	1,108	10,154	14,838	14,935
41 佐賀県	18 (18)	18 (18)	19 (19)	437	436	415	9,674	10,856	12,649
42 長崎県	18 (20)	15 (17)	15 (17)	450	429	427	5,480	5,510	5,992
43 熊本県	45 (45)	44 (44)	44 (44)	400	326	357	6,567	5,636	5,499
44 大分県	17 (17)	17 (17)	17 (17)	387	602	547	9,068	10,466	9,840
45 宮崎県	15 (15)	16 (16)	16 (16)	578	604	615	12,332	13,516	14,570
46 鹿児島県	27 (27)	29 (29)	28 (28)	755	765	825	11,203	10,972	12,569
47 沖縄県	10 (26)	12 (29)	12 (28)	508	530	540	11,788	16,537	18,842

※事業を実施する保険者数の括弧の数値は市町村数

(参考)実施体制が整っている市町村数											
25年度		26年度		27年度		28年度		29年度			
市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率
1,558	89.5%	1,627	93.5%	1,631	93.7%	1,649	94.7%	1,650	94.8%		
111	62%	127	71%	128	72%	137	77%	138	77%		
36	90%	38	95%	39	98%	40	100%	40	100%		
33	100%	33	100%	33	100%	33	100%	33	100%		
33	94%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%		
16	64%	16	64%	16	64%	16	64%	16	64%		
29	83%	34	97%	34	97%	33	94%	31	89%		
54	92%	56	95%	56	95%	55	93%	55	93%		
41	93%	42	95%	42	95%	43	98%	43	98%		
26	104%	25	100%	25	100%	25	100%	25	100%		
35	100%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%		
61	97%	63	100%	63	100%	63	100%	62	98%		
49	91%	52	96%	53	98%	52	96%	53	98%		
49	79%	50	81%	51	82%	52	84%	52	84%		
29	88%	31	94%	32	97%	32	97%	32	97%		
21	70%	30	100%	30	100%	30	100%	30	100%		
15	100%	11	73%	11	73%	11	73%	12	80%		
17	89%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
13	76%	16	94%	16	94%	16	94%	16	94%		
26	96%	26	96%	26	96%	26	96%	26	96%		
74	96%	75	97%	74	96%	76	99%	77	100%		
41	98%	41	98%	41	98%	42	100%	41	98%		
35	100%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%		
54	100%	54	100%	51	94%	54	100%	54	100%		
29	100%	28	97%	29	100%	29	100%	29	100%		
19	100%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%		
43	100%	43	100%	43	100%	43	100%	43	100%		
41	100%	41	100%	41	100%	41	100%	41	100%		
24	62%	36	92%	37	95%	37	95%	38	97%		
30	100%	30	100%	30	100%	30	100%	30	100%		
18	95%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
16	84%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
25	93%	26	96%	27	100%	27	100%	27	100%		
21	91%	23	100%	23	100%	23	100%	23	100%		
19	100%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
24	100%	24	100%	24	100%	24	100%	24	100%		
15	88%	16	94%	16	94%	16	94%	16	94%		
20	100%	20	100%	20	100%	20	100%	20	100%		
30	88%	30	88%	30	88%	30	88%	30	88%		
60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%		
20	100%	20	100%	20	100%	20	100%	20	100%		
21	100%	21	100%	21	100%	21	100%	20	95%		
45	100%	45	100%	45	100%	45	100%	45	100%		
18	100%	18	100%	18	100%	18	100%	18	100%		
23	88%	22	85%	22	85%	24	92%	24	92%		
36	84%	40	93%	40	93%	40	93%	40	93%		
37	90%	38	93%	38	93%	39	95%	40	98%		

(8) 事業を実施する保険者数と実施体制が整っている市町村数の差について

- 事業を実施する保険者数は補助金の交付実績数であるが、実施体制が整っている市町村数に比べ少ないのは、
 - ・ 軽減対象者がいなかった
 - ・ 実際に軽減は行ったものの、軽減額が本来受領すべき利用者負担の総額の1%を越えなかったなどにより、補助実績がなかったものと考えられる。

(9) 市町村の実施体制が整っていない要因について

- 実施体制が整っていない主な要因としては、
 - ・ 軽減対象者がいない
 - ・ 社会福祉法人の財政状況等により、法人から事業実施への理解が得られない
 - ・ 市町村において財政負担や事務負担が生じてしまうなどが考えられる。

論点と見直しの方向性等について

論点・現状

<論点>

- 成果実績未達成である要因を分析し、未実施保険者が出ないように必要な措置を検討すべきではないか。

<現状>

- 本事業の趣旨を踏まえると、全ての地域において本事業が利用できるような体制を整備することが重要。全国課長会議等を通じて、都道府県に対し、未実施の市町村名を明記し、当該市町村及び社会福祉法人に事業実施への一層の働きかけをお願いしており、着実に成果が出ている。

(参考)実施体制が整っている市町村数

1, 558(平成25(2013)年) ⇒ 1, 650(平成29(2017)年)

見直しの方向性等

- 未実施の市町村及び社会福祉法人に事業実施への一層の働きかけを行うとともに、関係団体とも連携し、社会福祉法人の社会的な役割を踏まえた本事業の意義をあらためて説明し、実施法人の一覧を示して事業実施の理解を求め、実施率の向上を図る。

※ なお、行政事業レビューシートの成果目標及び成果指標について、以下のとおり見直す。

(現行)

定量的な成果目標	成果指標
全保険者において実施することを目標	社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減制度事業を実施する保険者数

(見直し案)

定量的な成果目標	成果指標
全市町村において利用できる体制を整備することを目標	社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減制度事業の実施体制を整備した市町村数

参考資料

社会福祉法人制度の概要

1. 社会福祉法人とは

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。

※社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。

・第一種社会福祉事業・・・経営主体は行政又は社会福祉法人が原則 → 特別養護老人ホーム、児童養護施設 等

・第二種社会福祉事業・・・経営主体に制限なし → 保育所、障害福祉サービス事業 等

※個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

○社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、

①自主的な経営基盤の強化

②福祉サービスの質の向上

③事業経営の透明性の確保

を図る必要がある。

3. 運営

○社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受ける一方で、税制優遇措置や補助金の交付を受けている。

※公的規制・・・原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者(公益財団法人等)若しくは国庫)、財務諸表等の届出・公表、所轄庁による指導監査 等

※支援措置・・・社会福祉事業・公益事業に係る法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付 等

4. その他

○法人の主たる事務所の所在地、法人が行う事業の区域に応じて都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施【20, 798法人(平成29年度末時点)】※出典:福祉行政報告例

○法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監査等を実施【40法人(平成29年度末時点)】

論点等説明シート

事業名	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	506	506	506	656	
	執行額	613	643	650		
	執行率	121%	127%	128%		

事業についての論点等

(事業の概要)

社会福祉法人が法人の持ち出しにより低所得者に対し介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行った場合等に、当該費用の一部について補助を行う。

①実施方法等

- 【実施方法】補助(介護保険事業費補助金)
- 【実施主体】市町村(保険者)
- 【負担割合】国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

②公費助成の仕組み

- 事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費)の1%までは、法人が全額負担
- 1%を超える部分について、1/2を公費により助成
※特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成

(論点)

- ・成果実績が未達成である要因を分析し、未実施保険者が出ないように必要な措置を検討すべきではないか。
- ・軽減措置の対象となり得る低所得者にとって、本事業が利用しやすい仕組みとなっているか。

(参考1)

○本事業を実施している保険者数

	27年度	28年度	29年度
事業実施保険者数	1,140	1,168	1,146
保険者数	1,579	1,579	1,579
実施率	72%	74%	73%

(参考2)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0440

平成31年度行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化			担当部局	労働基準局			作成責任者	
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	監督課、労働条件政策課、過労死等防止対策推進室			石垣健彦、黒澤朗、富田望	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定								
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等	『日本再興戦略』改訂2014、過労死等の防止のための対策に関する大綱				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	1 若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」等が、社会で大きな問題となっていること。 2 『日本再興戦略』改訂2014において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていること、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に「大学・高校学校等における労働条件に関する啓発」を実施するとされていることを踏まえ、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化する。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p><事業①:「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業> 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p><事業②:労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業> 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。</p> <p><事業③:大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業> 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。</p> <p><事業④:労働法教育に関する支援対策事業> 若い労働者等に対して労働法教育を適切に実施するため、自治体の担当職員等が取り扱う指導者用資料等を作成する。</p>								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求			
		当初予算	230	385	410	660			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	230	385	410	660	0			
	執行額	203	273	349					
執行率(%)	88%	71%	85%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	88%	71%	85%						
平成31・32年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	労働災害防止対策事業委託費	660							
	計	660	0						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。	「労働条件相談ほっとライン」利用者の満足度(満足の旨の回答数/全回答数×100)	成果実績	%	90	80.4	84.4	-	-
			目標値	%	70	70	70	-	70
			達成度	%	128.6	114.9	120.5	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	委託事業実施結果報告書								
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	「確かめよう 労働条件」の利用者に対してアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。	労働条件相談ポータルサイトの利用者の有用度(有用の旨の回答数/全回答数×100)	成果実績	%	88.8	84.2	84.1	-	-
			目標値	%	80	80	80	-	80
			達成度	%	111	105.3	105.1	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	委託事業実施結果報告書								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	大学・高校等において実施するセミナーの受講者にアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。	大学・高校等において実施するセミナーの有用度(有用の旨の回答数/全回答数×100)		成果実績 目標値 達成度	% % %	85.5 80 106.9	95.6 80 119.5	95.7 80 119.6
根拠として用いた統計・データ名(出典)	委託事業実施結果報告書							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	高校の教員等指導者を対象としたセミナーの受講者にアンケートを実施して、80%以上からセミナーが有用であった旨の回答を得る。	高校の教員等指導者に対して実施するセミナーの有用度(有用の旨の回答数/全回答数×100)		成果実績 目標値 達成度	% % %	- - -	95.8 80 119.7	89.5 80 111.8
根拠として用いた統計・データ名(出典)	委託事業実施結果報告書							
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	活動実績 当初見込み	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	「労働条件相談ほっとライン」の相談受付数(月平均)		件数 件数	2,577 2,800	3,795 3,000	4,538 4,500	- 4,600	- -
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	活動実績 当初見込み	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	労働条件相談ポータルサイトへのアクセス件数(月平均)		件数 件数	22,575 15,000	42,031 15,000	95,632 25,000	- 53,000	- -
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	活動実績 当初見込み	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	大学等でのセミナー回数		回 回	47 21	84 21	77 21	- 28	- -
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	活動実績 当初見込み	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	高校等への講師派遣回数		校 校	91 100	115 100	131 100	- 280	- -
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	活動実績 当初見込み	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	高校・大学等の教職員向けのセミナー回数		回 回	- -	- -	20 10	- 28	- -
単位当たり コスト	算出根拠	単位当たり コスト	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:平成30年度「『労働条件相談ほっとライン』の設置・運営事業」委託費実績額 Y:「労働条件相談ほっとライン」における相談受付件数(平成30年4月～平成31年3月)		実績額/相談件数 計算式 X/Y	4,627 143,115,284円/30,929件	3,082 140,400,000円/45,545件	3,521 191,721,218円/54,452件		
単位当たり コスト	算出根拠	単位当たり コスト	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:平成30年度「大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業」委託費実績額 Y:大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナーの開催件数		実績額/開催件数 計算式 X/Y	286,491 39,535,746円/138回	178,717 35,564,652円/199回	202,138 42,044,652円/208回		
単位当たり コスト	算出根拠	単位当たり コスト	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:平成30年度「労働法教育に関する調査・研究」委託費実績額 Y:平成30年度に作成する指導者用マニュアルの印刷部数		予算額/印刷部数 計算式 X/Y	- -	2,505 64,670,400円/25,815冊	1,908 70,200,000円/36,800冊		

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	基本目標Ⅲ-2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること										
	施策	施策目標Ⅲ-2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること										
	測定指標	定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 2022 年度		
		1 労働災害による死亡者数	実績値	人	928	978	909	-	-			
			目標値	人	-	929	948	-	831			
		定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 2022 年度		
		2 労働災害による死傷者数(休業4日以上)	実績値	人	117,910	120,460	127,329	-	-			
			目標値	人	-	101,639	119,255	-	114,437			
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)								
	-	-	-	施策の進捗状況(実績)								
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係												
<p>若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題が生じていることから、本事業では以下の取り組みにより、相談体制、労使に対する情報発信の強化を行うこととしている。</p> <p>本事業は、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止が図られるものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。</p> <p>(1)「労働条件相談ほっとライン」の設置 平日夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p>(2)労働条件相談ポータルサイトの運営 労働基準関係法令の紹介や事案に応じた相談先の紹介をする等、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを引き続き運営し、労働者に対する情報発信を行う。</p> <p>(3)大学・高校等での法令等の周知啓発 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の周知を行う。</p> <p>(4)労働法教育に関する支援対策事業 若い労働者等に対して労働法教育を適切に実施するため、自治体の担当職員等が取り扱う指導者用資料等を作成する。</p>												
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-	-			
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
-		成果実績	-	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-	-				
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係												

事業所管部局による点検・改善

			項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性			事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面でその存在と対策の必要性が指摘されており、広く国民のニーズがある。
			地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	若者の「使い捨て」が疑われる企業等の存在は、労働基準関係法令の履行確保等に関わる問題であり、国がその対策を行う必要がある。
			政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」等とされており、優先度の高い事業である。
事業の効率性			競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札(総合評価落札方式)により委託先を選定しており、競争性が確保されている。
			一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
			競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
			受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業により、長時間労働・過重労働の解消、健康障害の防止が図られる。本事業は、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。
			単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	「労働条件相談ほっとライン」に係る単位当たりのコストは、相談件数を増加させるために広告を充実させたため平成29年度に比べ増加したものの、労働基準法等について専門的な知識を有する者が相談対応を行うものとしては妥当である。 「大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業」に係る単位当たりのコストは、セミナー参加人数を増加させるために広告を充実させたため平成29年度に比べ増加したものの、人事労務管理分野における経験及びセミナー講師経験を有する者がテキストを作成し、講師を務めるものとしては妥当である。 「労働法教育に関する調査・研究事業」に係る単位当たりコストは、一般競争入札(総合評価落札方式)によりコスト削減に努めており、有識者が作成する高校教員等の指導者向けマニュアルとして水準は妥当である。
			資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
			費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	電話相談を行うアドバイザーへの謝金や通話料、ポータルサイトにおけるコンテンツの作成費などが主な経費であり、必要なものに限定されている。 「労働法教育に関する支援対策事業」については、教材作成委員会の委員への謝金や教材の印刷費、発送費などが主な経費であり、必要なものに限定されている。
			不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	各事業において一般競争入札を実施した結果生じた入札差額であり妥当である。
			繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
			その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-
事業の有効性			成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は成果目標に見合っている。
			事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
			活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みに見合っている。
			整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	「大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業」で作成したテキストは、労働条件ポータルサイト等で公開するなど十分に活用されている。
関連事業			関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省名	事業番号	事業名		

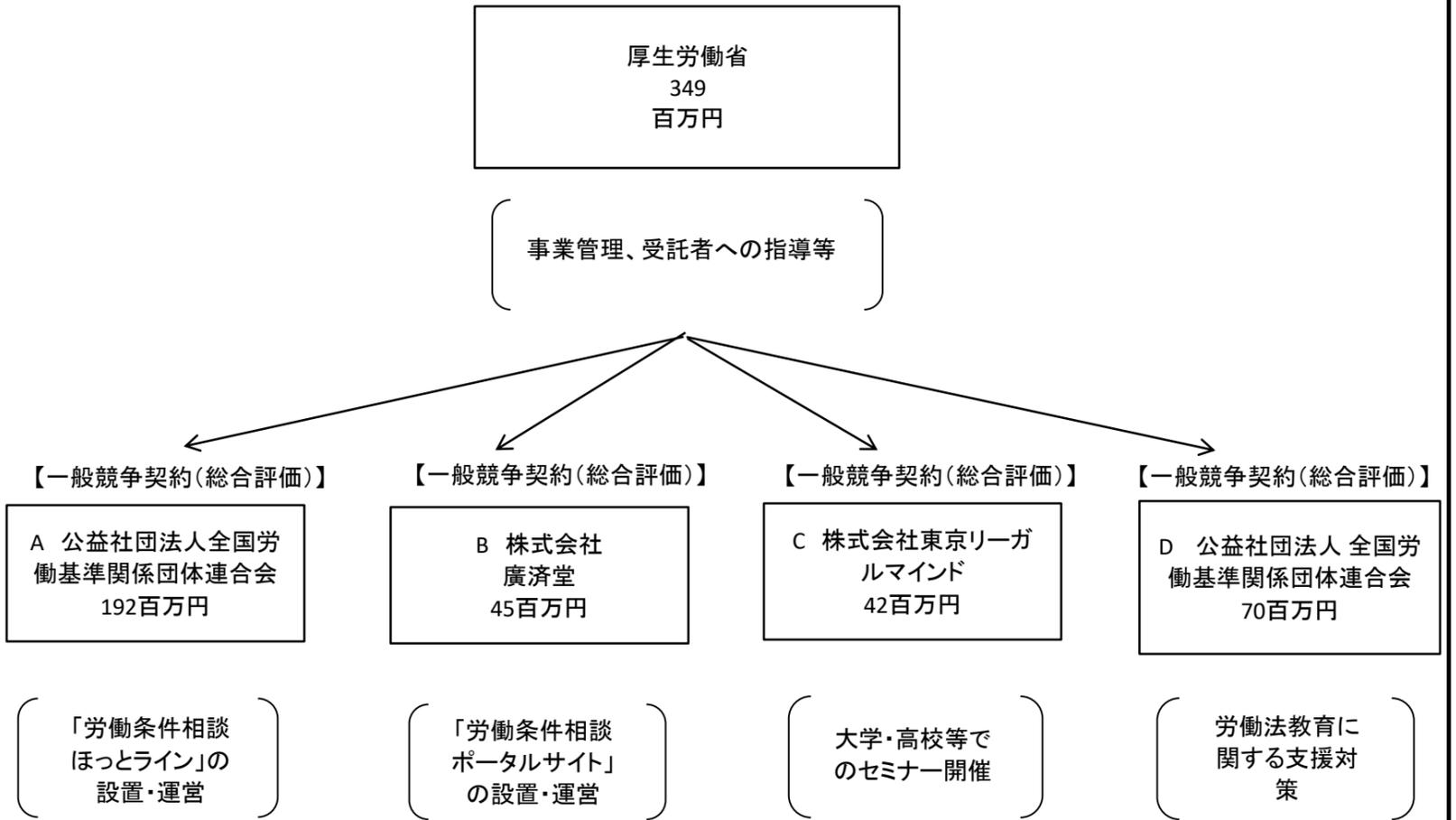
点検・改善結果	点検結果	<p>事業①: 専門的知識を有した相談員を配置し、適切な対応を行うためのマニュアルを作成することにより、アウトカム、アウトプット指標ともに達成した。</p> <p>事業②: サイトの内容について、利用者のニーズに合った情報を的確に発信し、また、労働者等が必要な情報をわかりやすく、探しやすく掲載する等、去年度よりもサイトを改善することができたため、アウトカム指標及びアウトプット指標についても達成することができた。</p> <p>事業③: 担当課との緊密な連携の下、事業実施団体が適切な事業運営を行い、アウトカム、アウトプット指標ともに達成した。</p> <p>事業④: 事業実施団体と進行段階に応じて随時内容の確認、打合せを行い、緊密な連携を図ることによってアウトカム、アウトプット指標とも達成した。</p> <p>なお、不用については、各事業において一般競争入札を実施した結果生じた入札差額である。</p>
	改善の方向性	<p>不要額等について精査中のものはあるが、各事業において適切な予算の積算に努めるとともに、以下の改善に取り組む。</p> <p>事業①: 引き続き体制を維持するとともに周知広報の充実を図る。</p> <p>事業②: 更なるサイト内容の充実及び周知広報の充実を図る。</p> <p>事業③: 引き続き担当課や事業実施団体との緊密な連携の下、事業の適正な運営に努める。</p> <p>事業④: 引き続き担当課や事業実施団体との緊密な連携の下、事業の適正な運営に努める。</p>
外部有識者の所見		
行政事業レビュー推進チームの所見		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
備考		

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	—	平成25年度	新25-035
平成26年度	新26-036	平成27年度	430	平成28年度	424	平成29年度	429
平成30年度	厚生労働省 (0429)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.公益社団法人全国労働基準関係団体連合会			B.株式会社廣濟堂		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事業費	相談員謝金、回線費、広報費等	159	事業費	サイト構築費、システム開発費、印刷費、広報費等	40
管理費	事業運営に必要な諸経費	19	一般管理費	事業運営に必要な諸経費	2
消費税	消費税	14	消費税	消費税	3
計		192	計		45
C.株式会社東京リーガルマインド			D.公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事業費	講師謝金、旅費、印刷費、広報費等	36	事業費	人件費、講師謝金、印刷費	57
管理費	事業運営に必要な諸経費	3	管理費	事業運営に必要な諸経費	8
消費税	消費税	3	消費税	消費税	5
計		42	計		70

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会	9010005016841	「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業	192	一般競争契約 (総合評価)	3	93%	—

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社 廣濟堂	7010401009665	労働条件相談ポータルサイト事業の委託	45	一般競争契約 (総合評価)	2	94.3%	—

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社 東京リーガルマインド	2010001093321	大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業の委託	42	一般競争契約 (総合評価)	5	68.2%	—

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会	9010005016841	労働法教育に関する支援対策事業	70	一般競争契約 (総合評価)	2	82.6%	—

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

経緯

- ・ 劣悪な労働条件で働かせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面でその存在と対策の必要性が指摘されてきた。（日本再興戦略（改訂）（平成26年6月24日閣議決定）、骨太の方針（平成26年6月24日閣議決定））
- ・ 平成27年10月1日から施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律」第26条において、「国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない」と規定されているとともに、与野党議員で結成されたWTにおいてワークルール教育推進法案が議論されている。
- ・ 平成30年5月28日付け公明党「経済財政運営と改革の基本方針2018等に向けた提言」においても「電話相談体制、情報発信、過重労働解消に向けた重点監督など、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取り組みの充実強化を図る」とされている。
- ・ これらを踏まえ、以下の施策により、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の概要

- **大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業**
 - ・ 労働関係法令に馴染みのない大学生や高校生等の若者を主な対象として、実際に働くに当たって有用な知識を付与するセミナーを全国で28回以上開催、高校への講師派遣を全国で280回以上行う。（委託）
- **「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業**
 - ・ 労働基準監督署の閉庁後の夜間・休日の相談を受け付ける、フリーダイヤル電話相談を設置。土日・祝日の夜間（17：00～22：00）の相談にも対応。外国人労働者の母国語（8言語）での相談にも対応する。（委託）
- **ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業**
 - ・ 労働基準関係法令や、事案に応じた相談先の紹介をするなど、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを運営。特に若者向けの工夫として、労働条件をマンガで学べる「マンガで学ぶ労働条件」やクイズ形式で労働法令を学べる学習用アプリ「RJ(労働条件)パトロール」を展開。（委託）
- **労働法教育に関する支援対策事業**
 - ・ 高校・大学等の指導者用資料について、法改正に伴う内容の更新を行うとともに、教員等を対象とした研修セミナーを開催する。また、労働法教育やいわゆるブラックバイト対策の必要性等に係るシンポジウムを開催する。（委託）

大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業

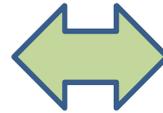
○ 趣旨・目的

大学生や高校生等は、就労した経験がないか、経験が乏しい場合がほとんどであるため、労働者保護に関する労働基準関係法令についての基本的な知識を付与することは重要である。

また、こうした年齢層は、卒業後学卒として就職することから、若者の「使い捨て」が疑われる企業等からの被害を最小限とするためにも重要な事業である。

○ 本事業の必要性・効果

- ・ 労働関係法令を学習することで、アルバイトや就労後の労働トラブルを未然することができる。
- ・ 就職活動に当たっての一助となることが期待される。



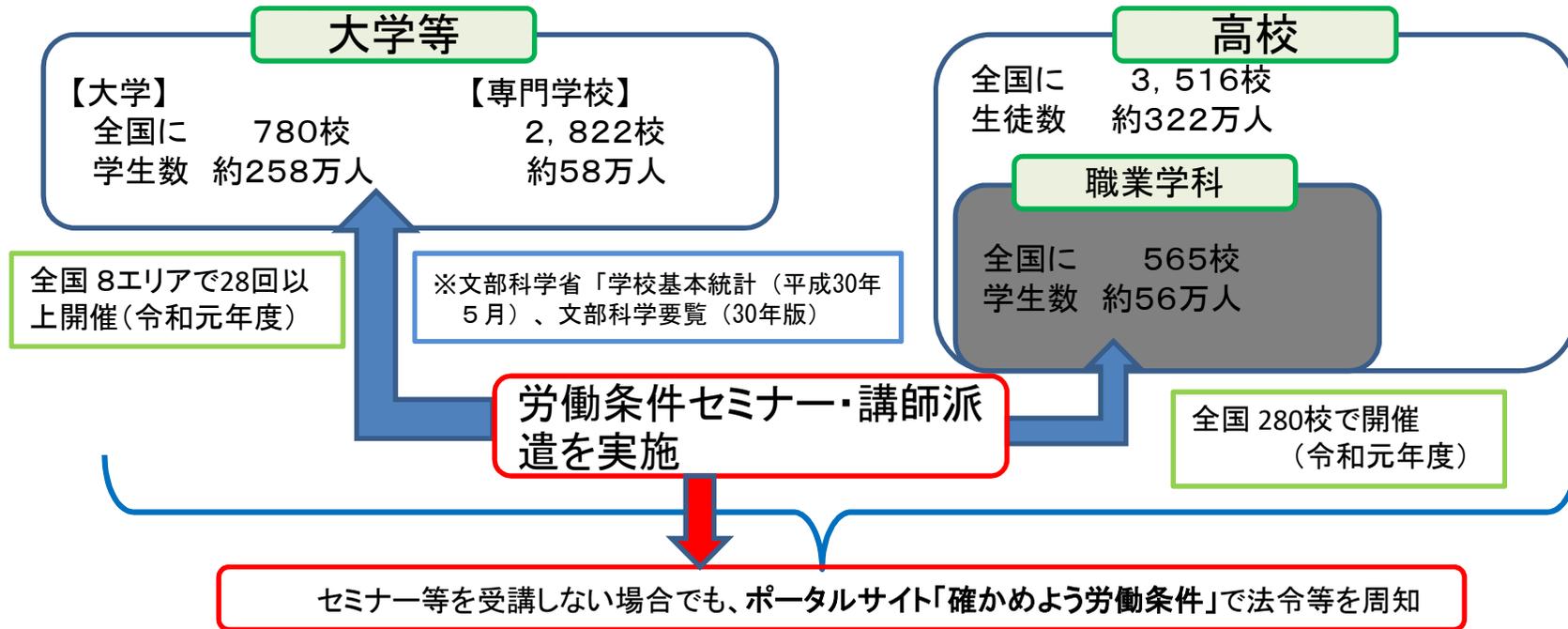
◎ 青少年の雇用の促進等に関する法律

第26条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない。

○ 本事業の今後の方向性

- ・ 労働法令の高校生等への教育については、高校段階から身につける必要があり、「青少年の雇用の促進等に関する法律」による規定のほか、ワークルールの議員立法化の動きが見られ、本事業への大きな期待が見込まれる。
- ・ 令和4年度から、次期学習指導要領が改訂され、「公共(仮称)」が新設見込み(文科省)であり、こうした動きとの連携も図りつつ、事業運営を行ってまいりたい。

大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業



事業の流れ

事業受託業者

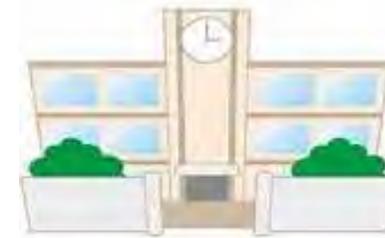


①セミナー等の利用勧奨

②セミナー等の利用申込み

③セミナーの実施、講師派遣

全国の高校・大学等



論点と見直しの方向性等について

論点・課題①

- 成果目標や活動指標が事業目的や過去の活動実績等を踏まえ、適切なものとなっているか。

【現状】

大学等でのセミナーや高校等への講師派遣については、いずれも利用実績が当初見込みを上回っており、ニーズに十分には応えられていない状況。

見直しの方向性等①

- 利用実績を踏まえ、職業学科など卒業後就職する割合が高い学校を重点において実施する。また、これまで派遣実績のない学校に対しても、積極的に利用勧奨を行い、幅広く利用されることを目指す。

論点・課題②

- 真に支援が必要な若年労働者や学生・生徒の本事業が活用されるよう、ポータルサイトの内容や法令等の周知広報及び大学・高校への働きかけなどについて、一層の充実を図るべきではないか。

【現状】

労働条件相談ほっとラインの利用件数をみると、10代の労働力人口の割合が全体の1.5%である中、10代の若者からの相談割合は全体の3.4%となっている状況。

見直しの方向性等②

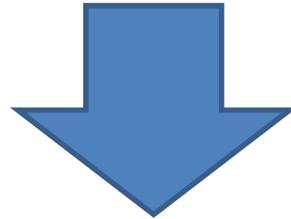
- 労働条件相談ほっとライン、大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー及びポータルサイト「確かめよう労働条件」のそれぞれの利用者に対して相互に事業を紹介、誘引することを強化する。（セミナーについては、課題1に記載したように、幅広く学校に働きかける。）また、相談を受ける手法として、若者の利用が多いSNSの活用も検討する。
- また、ポータルサイト「確かめよう労働条件」にあるマンガ等を活用したコンテンツについて、労働関係法令の制度改正を踏まえた内容とするなど充実させる。

參考資料

大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業

課題と認識

- セミナーは、実施の効果は高いが、開催日時や場所等の点から、受講者が限られてしまうという問題が存在。
- 一方で、学生等が興味を示すような事例等を使用し、その場で疑問点にも回答できるセミナー形式での実施は効果的。



見直しの方向性

上記の状況にかんがみ、セミナー形式での実施に合わせ、次の取組を行うことで、更に効果的に事業を推進する。

- ① ポータルサイトでセミナーのビデオ配信を行う。
- ② 労働法に関する分かりやすい冊子等の配布を行う。
- ③ 文科省や大学等と連携を図り、上記の情報が学生に伝わるよう、効果的な周知に取り組む。

企業及び若者への対応状況

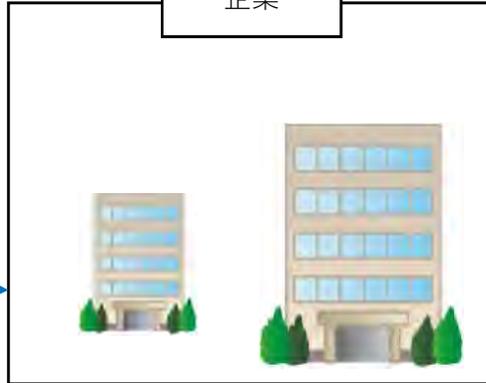
企業への対応

都道府県労働局・労働基準監督署



○企業に対する相談・支援等を実施
労働条件等に係る集団指導や各種説明会を開催

企業



企業向けセミナーの実施

委託事業

○過重労働解消セミナー

企業の労務管理者等向けに過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナーを実施する。

○新規起業事業場に対するセミナー等

就業環境の整備を支援するため、新規起業事業場に対し、労務管理等のセミナー及び個別訪問を実施する。

○36協定未届事業場に対する相談指導

36協定未届事業場に対し、自主点検を実施した上で、36協定制度を始めとした労働基準法等に係る集団的な相談指導や個別訪問を実施する。

若者への対応（本事業で実施）

大学生・高校生等へのセミナーの実施

大学生・高校生等



～セミナー以外でも支援～

○労働条件相談ほっとライン
フリーダイヤル電話相談を設置し、夜間・休日に労働者等からの労働相談を受け付ける。

○ポータルサイトによる情報発信

ポータルサイトを運営し、労働基準関係法令の紹介や事案に応じた相談先の紹介を行う。

○WEBでの労働基準関係法令診断サービス

WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令についての診断を受けられるサービス等を実施する。

「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業

平日夜間・土日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付ける（委託事業）
【フリーダイヤル】 0120-811-610（はい！ろうどう）

受付時間：平日（月～金） 17時～22時
土日・祝日 9時～21時

※ 年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

～令和元年度から下記8言語にも対応～

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語
ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語

相談を希望される方

電話相談

労働条件相談ほっとラインコールセンター

相談票
の作成

- 自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないか？
- 労働基準法などの規定の意味は？
- 労働基準法などの法令以外に関する質問

問題解決の方法や管轄の
労働基準監督署を紹介

規定の解釈等について丁寧に説明

総合労働相談コーナーなどの
相談機関を紹介

相談をされた方が労基署への
情報提供を希望した場合

情報提供

質問内容
に応じて
ポータル
サイトも
紹介

管轄の都道府県労働局
・労働基準監督署
監督指導等を実施

期間	相談件数	主な相談内容			
		休暇・休日	解雇・雇止め	賃金不払残業	長時間労働
H28.4～H29.3	30,929件	3,334件	2,734件	2,231件	1,042件
H29.4～H30.3	45,545件	3,881件	3,207件	2,563件	1,197件
H30.4～H31.3	54,453件	5,737件	3,969件	2,889件	1,044件

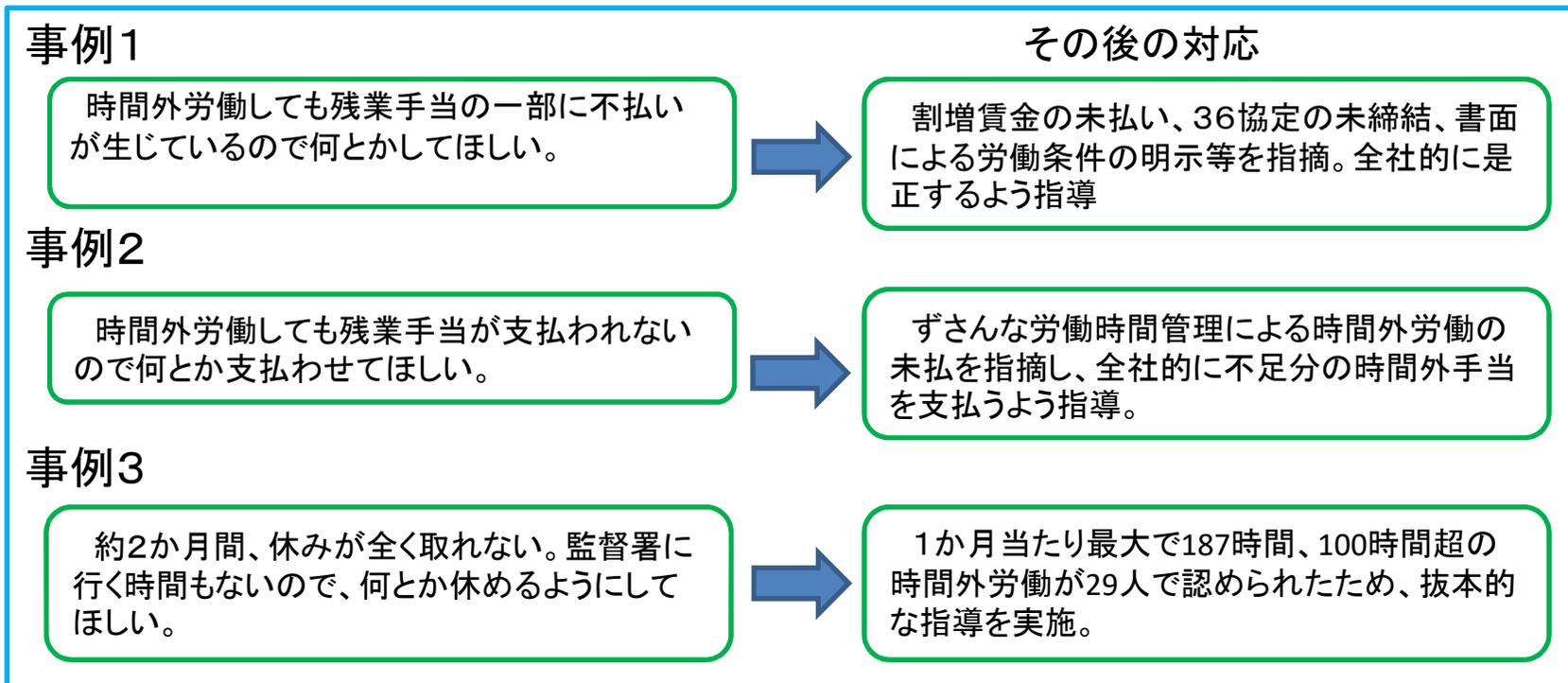
「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業

○ 相談の傾向

30歳未満の方からの相談は3割超（32.2%）、40歳未満の方からの相談は5割超（53.5%）
（平成30年度において、相談者の年齢が判明した9,945件の内訳）

年齢層	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	339	2,864	2,120	2,136	1,664	822	9,945
割合	3.4%	28.8%	21.3%	21.5%	16.7%	8.3%	100%

○ 主な相談事例とその後の対応（監督指導の実施による是正）



ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

(平成26年度から実施)

労働条件に関する情報の発信

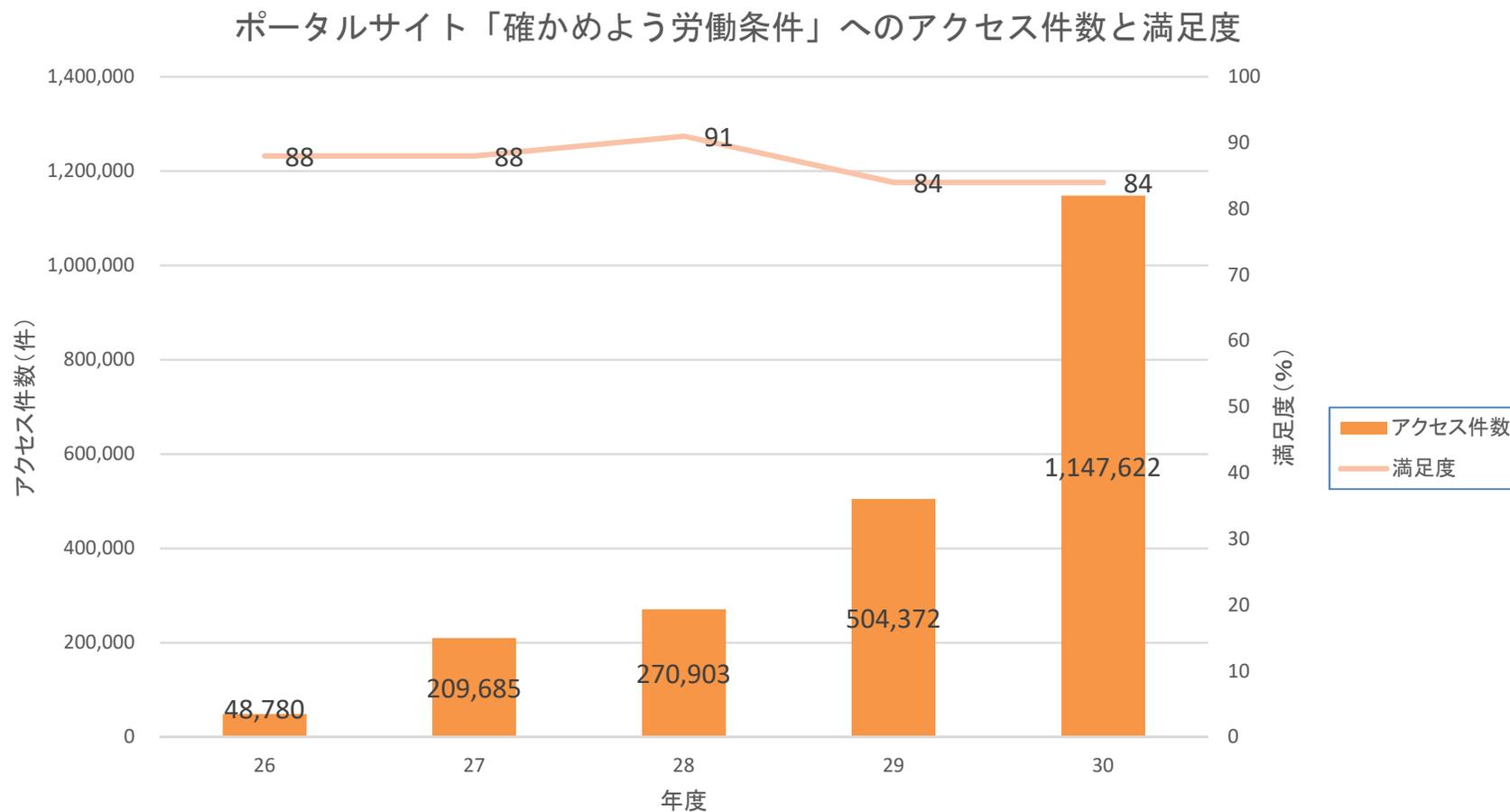
- 労働条件問題に関する法令・制度
- 労働条件問題に関するQ&A
- 労働条件問題に関する重要な裁判例
- 行政の取組
- 相談機関
- 労働関係法令学習用アプリケーション「労働条件(RJ)パトロール！」
- 関連パンフレット等

期待される効果

- 勤めている企業等が行っている雇用管理が労働基準関係法令違反かどうかについて疑いがある場合に、その疑問点の確認を行うことが可能
- 事業主が自ら行っている雇用管理について、労働基準関係法令違反がないか参考にすることが可能
- 労働者及びその家族、事業主及び企業の労務管理担当者等が、労働条件問題に関する最寄りの相談窓口の確認を行うことが可能



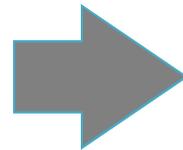
ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業



ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

～ 労働条件等に関する学習コンテンツ ～

学習コンテンツ「しっかり学ぼう！働くときの基礎知識」は、イラスト・図版・テキストを組み合わせたオンラインテキストとして、労働条件に関するテーマごとの基礎知識を、総合的に理解できる内容となるよう工夫。



令和元年度

『働き方改革ってな～に？』のテーマを追加する予定。

※法改正等に合わせて、コンテンツを追加。令和元年度は、働き方改革関連法の施行に関連した内容を盛り込む予定。



ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

～ 『マンガで学ぶ労働条件』のコンテンツ～ 【若者の意識向上のための工夫①】

■ 労働条件に関する若者の問題意識を向上させるために、マンガコンテンツを運営

マンガで学ぶ労働条件

アルバイトを始めると、約束していた働先に設けられる責任の重い仕事を任せられる。初任給以上にシフトを回される。勤しんで稼がれる。待遇を思うように得られない。辞めたいけど、様々なトラブルに遭遇することがあります。また、就職してから、研修外や深夜、休日働いたり、長時間通勤で働くことにより、心身ともに大きな負担となり、最近では、過労によるストレスなどさまざまな問題も出ています。この『マンガで学ぶ労働条件』では、働き始めるときに知っておきたい労働条件について、マンガで詳しく紹介しています。



ページ内のリンク画像をクリックすると、ポップアップでマンガが観れます。

令和元年度 『働き方改革ってな～に？』を追加予定

ねらいと効果

- ・ マンガでやさしく労働条件テーマを伝えることにより、若者の関心を引きつけることがねらい。
- ・ 学習コンテンツのテーマと連動させ、マンガから、学習コンテンツへ具体的な理解を深める流れを形成する。
- ・ 記憶に残るストーリーで労働条件や労働関係法令全般への関心に繋げていき、就労時の不安や心配を軽減することを目的とする。

マンガで学ぶ労働条件 - 女性活躍推進法って何のこと？ -



『女性活躍推進法』より

ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

～ 労働関係法令等 学習用クイズアプリケーション ～ 【若者の意識向上のための工夫②】

- 高校生・大学生、就業後間もない若者が、労働関係法令を手軽に、かつ、興味を持って学べるよう工夫した学習用クイズアプリ。若者の興味を労働問題・労働法令へと促すことを目的



労働法教育に関する支援対策事業

《高等学校・大学等の労働法教育プログラムの作成》

- 若い人々が労働法や制度を十分に理解していないがために、アルバイトや就職した後に様々なトラブルや問題に巻き込まれることが少なくない。
- 労働法や制度は生涯にわたって関係し、また現にアルバイトを行う高校生・大学生らもおり、学生等にさらに労働法等のワークルールについて理解を深めてもらうことが重要。
- 平成28年度に高等学校等向け、平成29年度に大学等向けの労働法等の指導者用資料として、文部科学省や専門家のご協力をいただきながら、労働法教育プログラムを作成。全国の高等学校・大学等へ当該資料を送付済。

「はたらく」へのトビラ～ワークルール 20のモデル授業案
【平成29年3月作成 全国の高等学校等約5,500校に対し、約44,000部発送】

- 高校生等に、働く上で知っておいてほしい労働法や制度について、様々なテーマ、アプローチによる20のモデル授業案を提案。



「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～
【平成30年3月作成 全国の大学等約5,200校に対し、約26,000部発送】

- 学生がアルバイトや就職活動を始める前など、様々な機会を捉えて、労働法や制度について学習し、トラブル等で困ったときの対処法などを会得するため、多様な場面に応じた8テーマを設定。



論点等説明シート

事業名	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	230	385	410	660	
	執行額	203	273	349		
	執行率	88%	71%	85%		

事業についての論点等

(事業の概要)

劣悪な労働条件で働かせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として以下の事業を実施。

- ・夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置するとともに、ポータルサイトによる情報発信を行う。

- ・大学や高校等でのセミナーを全国で開催することにより、労働関係法令の情報発信を行う。等

(論点)

- ・成果目標や活動指標が事業目的や過去の活動実績等を踏まえ、適切なものとなっているか。

- ・真に支援が必要な若年労働者や学生・生徒に本事業が活用されるよう、ポータルサイトの内容や法令等の周知広報及び大学・高校への働きかけなどについて、一層の充実を図るべきではないか。

※現状の活動目標(抄)

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
			28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
「労働条件相談ほっとライン」の相談受付数(月平均)	活動実績	件数	2,577	3,795	4,538	-	-	
	当初見込み	件数	2,800	3,000	4,500	4,600	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	大学等でのセミナー回数	活動実績	回	47	84	77	-	-
		当初見込み	回	21	21	21	28	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	高校等への講師派遣回数	活動実績	校	91	115	131	-	-
		当初見込み	校	100	100	100	280	-